



※このプランは、総合計画、基幹計画に基づき策定された個別計画です。

ずし男女共同参画プラン 2022

～ もっと自由にのびやかに

一人ひとりの自立と平等をめざして～

平成28年3月

逗子市

〈目 次〉

第1章 プランの策定にあたって

1	プラン策定の趣旨	3
2	プラン策定の背景	4
	【男女共同参画に関する施策の国内外の主な動き】	7
3	プランの位置づけ	8
4	プランの期間	10

第2章 めざす社会像と基本目標の施策展開

1	めざす社会像と基本目標の施策展開	15
	＜施策の体系＞	16

第3章 計画の具体的な取組

基本目標Ⅰ	性に関する人権尊重の意識づくりとあらゆる暴力の根絶	21
1	人権尊重の意識づくり	21
2	男女間のあらゆる暴力の根絶	25
3	配偶者・パートナーからの暴力（DV）の根絶	27
4	相談体制の充実	29
5	生涯を通じた男女の心身の健康づくり	30
基本目標Ⅱ	あらゆる分野への男女共同参画の促進	32
1	政策・方針決定の場への女性の参画促進	32
2	地域活動・社会活動における男女共同参画の促進	35
基本目標Ⅲ	暮らしの中の男女共同参画と女性の経済的自立支援	37
1	雇用における男女平等の実現	37
2	女性の経済的自立の支援	40
3	家庭・地域活動と仕事の両立支援	42
4	職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	44
基本目標Ⅳ	推進体制の強化	45
1	市民との協働体制の充実	45
2	推進体制の整備と実効性の確保	46
3	男女共同参画を推進する条例の制定	47
4	男女共同参画施策に関する苦情への適切な対応	48

第4章 プランの推進体制と進捗管理

1 推進体制	51
2 プランの進捗管理	52
3 国と県への要望	52
4 計画の推進と評価	53

資料編

資料1 男女共同参画社会基本法	61
資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	65
資料3 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	74
資料4 ストーカー行為等の規制等に関する法律	80
資料5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	84
資料6 ずし男女共同参画プラン2022 策定検討会名簿	91
資料7 市民意識調査結果にみる男女共同参画に関わる市の現状	92
資料8 ずし男女共同参画プラン2022（案）に対するパブリックコメントの結果	98
資料9 用語解説	99

第1章 プランの策定にあたって

- 1 プラン策定の趣旨
- 2 プラン策定の背景
【男女共同参画に関する施策の国内外の主な動き】
- 3 プランの位置づけ
- 4 プランの期間

1 プラン策定の趣旨

本市では、性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、自分らしく能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、『ずし女性プラン』（1996年〔平成8年〕3月）を策定し、系統的な取組を進めてきました。

しかしながら、男女共同参画の意識は十分に浸透しているとは言えず、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担は依然として多くの家庭で行われています。女性の社会参画の推進や、女性の活躍支援もきわめて重要な課題であり、共働き世帯が増加する中、育児や介護への男性の参画や地域活動を両立するための環境の整備も進めなければならない課題です。さらに、DVなど女性に対する暴力の根絶、性的少数者の権利擁護など、男女共同参画の課題は多岐にわたっており、取り組むべき多くの課題があり、男女間のあらゆる暴力の根絶は、達成すべき大きな目標です。しかし、2012年（平成24年）に市内で発生したストーカーによる事件は社会的に大きな課題を投げかけました。本市では、二度とこのような事件を生まないよう暴力の根絶に向け取り組んでいきます。

本市は2015年（平成27年）に策定した「逗子市総合計画」を基本的な指針として、誰もが尊重され、どのような状況においても、仕事・家庭・地域で十分に活躍できるような環境を整え、「人権を尊重する社会・男女が平等に暮らすまち逗子」の社会の実現と活性化を目指します。

そこで本市では、2015年度（平成27年度）で期間満了を迎える『ずし男女共同参画プラン』に代わり、これまでの成果や社会情勢の変化を踏まえ、さらに市、市民及び事業者が協働して取り組むことによって、性別に関わらず一人ひとりがお互いを尊重し、相互理解のもと個性と能力を発揮でき自分らしい生活を送れるよう、2016年度（平成28年度）からの推進計画となる『ずし男女共同参画プラン2022』を策定することとしました。

また、本プランは「逗子市総合計画」に基づいて策定された個別計画として位置づけられるものであり、取組の方向である「誰もが尊重され、自由で平等なまち」を実現すべく、社会情勢や経済状況の変化、2014年（平成26年）に実施した市民意識調査の結果などを踏まえ、重点的に取り組めます。



2 プラン策定の背景

男女が社会のあらゆる分野へ主体的に参画していくためには、市民一人ひとりの個性と能力を十分に発揮する生き方が尊重される必要があります。

本市が2006年（平成18年）3月に本プランを策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできましたが、この間に社会状況は大きく変化してきました。

この10年間で本市の人口は横ばいながら、人口に占める高齢者の割合は24.4%（2004年〔平成16年〕）から31.0%（2014年〔平成26年〕）となり、高齢化が進んでいる中で、時代とともに男女の固定的な役割分担意識は次第に是正されつつありますが、長い時間の中で形づくられてきたものであり、即座に払拭することは難しく、さらに意識啓発に努めていく必要があります。

1999年（平成11年）に男女共同参画社会基本法が制定され、2001年（平成13年）に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下DV防止法）が成立するなど、男女共同参画の推進体制は整備されてきました。

本市では、女性相談体制の充実を図り、相談件数などは10年前より飛躍的に増加し、家庭内や夫婦間の問題を相談しながら解決していくことが市民に浸透してきました。

しかし依然、女性の社会参画の推進、職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、女性に対する暴力の根絶など、男女共同参画の課題は多方面にわたります。

また、「男らしさ」「女らしさ」の「ジェンダー問題」については、“あらゆる分野における社会的性別（ジェンダー）の存在に気づく視点”が大切になります。「人権を尊重した男女平等意識」のいっそうの浸透を図り、誰もが、自分の個性と能力を十分に発揮できる社会をめざすことが必要です。

さらに、男性、女性という性別にとらわれることなく、自分らしく生きていくために性的少数者の人が現在置かれている深刻な状況についても認識する必要があると考えます。

■ 現状と認識すべき課題 ■ ■ ■

(1) 男女平等や人権意識とDVなど人権侵害の対応

DVなどの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであるという認識のもと、人権尊重の立場から取組を図っていく必要があるため、本プランではDV防止法に基づき、DV防止基本計画を包含する計画としています。

2012年（平成24年）に市内で発生したストーカー事件後、翌年には、ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）が一部改正されました。本市では、情報システムの見直しや職員の意識向上を図る研修等を実施しており、継続的な対策を図っていきます。あらゆる暴力を根絶するためには、今後も若年層に向けた啓発活動を継続することが重要と考えます。

(2) 女性のチャレンジ及びキャリア支援

女性の活躍促進のための取組としては、女性が政策・方針決定に参画する“上へのチャレンジ”、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる“横へのチャレンジ”、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の“再チャレンジ”が推進されています。仕事を中断した女性が再就職しようとしても正規職員になるのが難しく、非正規雇用などの不安定な就労になりがちで、低賃金による貧困の問題も生じています。「女性のチャレンジ支援」については、本プランでも女性の積極的な登用の推進が掲げられています。女性の就労意欲と能力を活かすための支援策を、いっそう充実させていく必要があります。

また、仕事を継続している多くの女性が、仕事と家事・育児・介護等との両立の難しさからキャリア形成への不安を抱えており、女性が自らキャリアプランを描けるような環境づくりが求められています。

(3) 職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の充実

職業生活と家庭生活の調和は、市民一人ひとりが望む生き方を選択できる社会を実現させるための最重要課題です。家庭生活では、仕事を持つ女性の家事負担を軽減し、また、職業生活では”仕事中心”の生き方を見直し、多様な生き方を選択できる社会の実現が必要です。

子育て・介護等の法整備は図られてきていますが、さらに男女の働き方、家庭・地域との関わり方、特に男性の長時間労働による共働きの女性にかかる家庭生活の負担を軽減し、多様な生き方を選択できる社会を推進していく必要があります。

2015年（平成27年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、従業員301人以上の企業には行動計画の策定が義務づけられました。働く女性がその能力を十分発揮できるような環境整備が重要な課題です。

(4) 地域における男女共同参画

現在、地域における活動の主な担い手は女性ですが、自治会などの組織を代表する職に就いているのは男性が多いのが現状です。仕事中心の生活から定年を迎えた人は、地域との接点が少ないため活動のきっかけがつかみづらいことが多く、活動したいのに活動の仕方がわからないということが無くなるように、地域活動の推進を図ります。

2011年（平成23年）3月に起こった東日本大震災では、防災計画の策定や被災者の支援、復興に至る様々な局面で、男女共同参画の視点の重要性が明らかになりました。災害時には地域内での協力が不可欠であることから、平時より地域の防災に関しては男女共同参画の視点をもって、計画や準備などを事前に進めておくことが望まれます。

新たな施策

2015年（平成27年）は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」が成立し、自らの意志によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることがいっそう重要であるとし、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ります。

本市においても国の基本方針等を勘案し、女性活躍推進法について本計画の施策が兼ねるものとして、今後さらに効果的な取組ができるよう推進していきます。

2014年（平成26年）から、世界各地から政治リーダーやビジネスリーダー、有識者等を招いた「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(略称:WAW! Tokyo 2014)」が開催されており、「すべての女性が輝く社会」を国内外で実現していくための方途を国際的に発信しています。

本市では、あらゆる分野において、女性の主体的な行動により輝ける社会の実現をめざします。



【男女共同参画に関する施策の国内外の主な動き】

年	世界	国
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定
1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	
1981年 (昭和56年)	ILO第156号の採択「男女労働者・家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」	
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」最終年世界会議開催「ナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」制定 / 「女子差別撤廃条約」批准
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略勧告」採択	
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」成立 / ILO第156条約批准
1996年 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」策定
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」開催	「男女共同参画基本計画」策定
2001年 (平成13年)		「DV防止法」施行
2003年 (平成15年)		「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」公布、施行
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
2007年 (平成19年)		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合	「第3次男女共同参画基本計画」策定
2011年 (平成23年)	UN Women 正式発足	
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害とジェンダー」決議採択	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定
2013年 (平成25年)		「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍促進」が位置づけられる
2014年 (平成26年)		「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる
2015年 (平成27年)		「女性活躍推進法」制定

<コラム> 本市では、1980年代に池子米軍家族住宅の建設に関し、市民による運動が活発になりました。市民の声を直接届けるために女性たちが主体となり、数多くの女性候補者が当選し、市議会において積極的に活動しました。また、全国で2番目の女性市長が誕生しました。

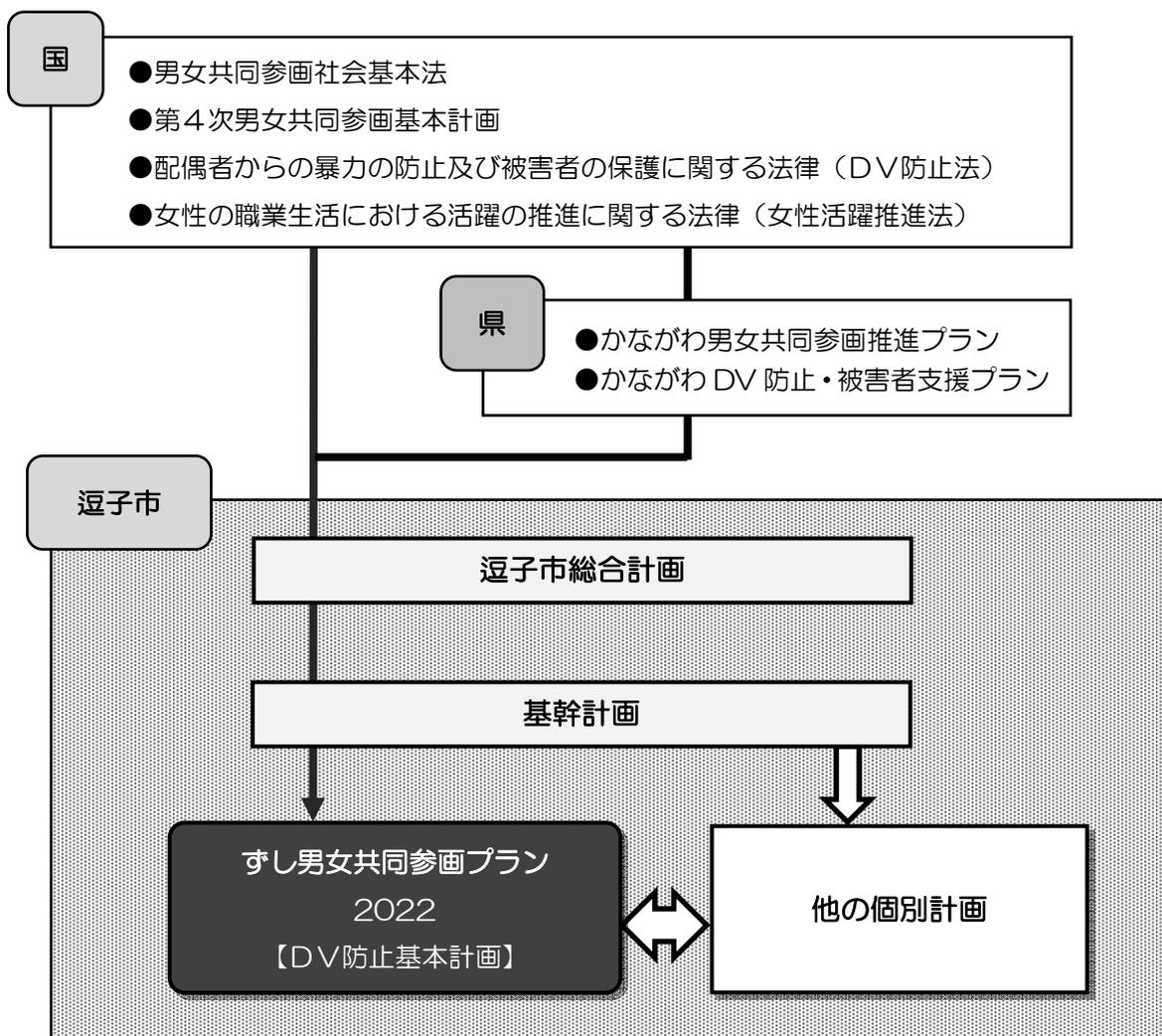
3 プランの位置づけ

(1) 国及び神奈川県との関連

◇本プランは、男女共同参画社会基本法及び第4次男女共同参画基本計画、かながわ男女共同参画推進プランとの整合を図り、国のDV防止法、かながわDV防止・被害者支援プランに合わせて推進していきます。

◇本プランの「性に関する人権尊重の意識づくりとあらゆる暴力の根絶」において「配偶者・パートナーからの暴力（DV）の根絶」、「相談窓口の充実」は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけています。

◇「女性活躍推進法」（2015年〔平成27年〕）の成立により、本市の特定事業行動計画を策定し取組を進めるにあたり、本プランとの整合を図り推進していきます。



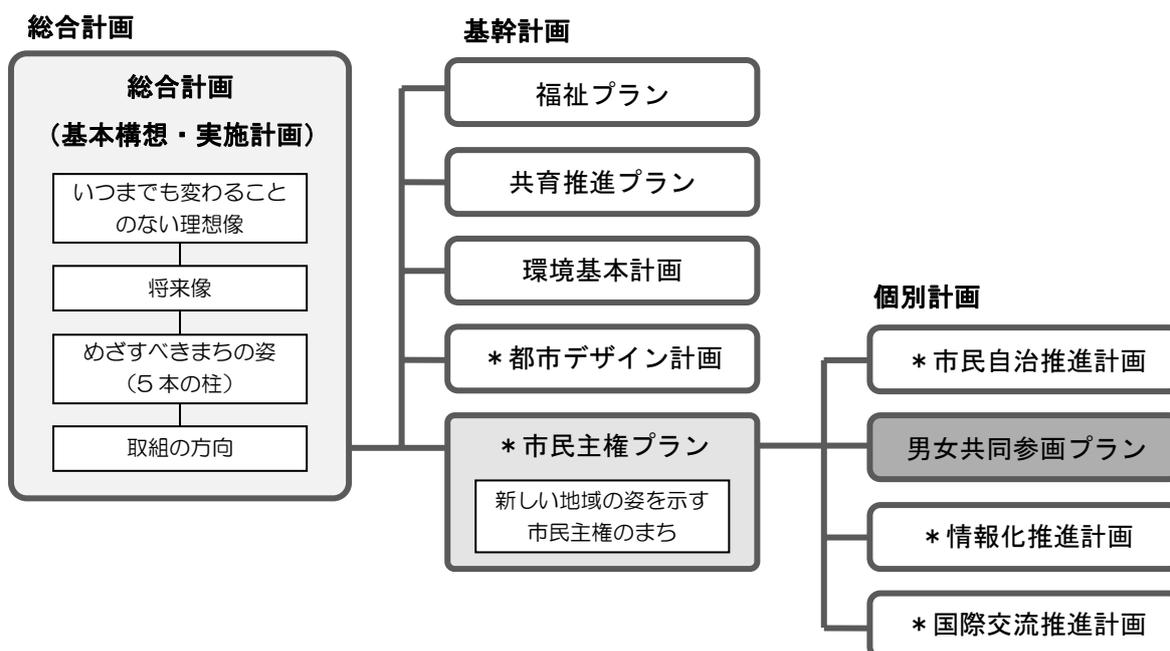
(2) 市における位置づけ

◇総合計画の下には、5本の基幹計画が策定され、それぞれの基幹計画に個別計画が位置づけられて成り立っています。

ずし男女共同参画プランは、逗子市総合計画基幹計画「*市民主権プラン」の下位に位置づく個別計画となります。

(仮称)ずし男女共同参画推進条例の制定をリーディング事業(戦略的、重点的に取り組む事業)として位置づけており、今後、条例制定にともなう計画づくりを推進します。

◇本プランは、市が取り組むべき今後の男女平等、男女共同参画推進施策の基本方針を示す総合的な計画であり、施策を効果的に推進します。この計画は、市民や事業主(所)、教育・福祉関係などに対し、本市がめざす男女共同参画社会実現への「共通目標」であり、そのための「行動指針」となります。



※「市民主権プラン」以外の各基幹計画の下位に位置づく個別計画については、省略しています。

* が付記されている計画は、今後、計画を策定し、実施を目指しているものです。

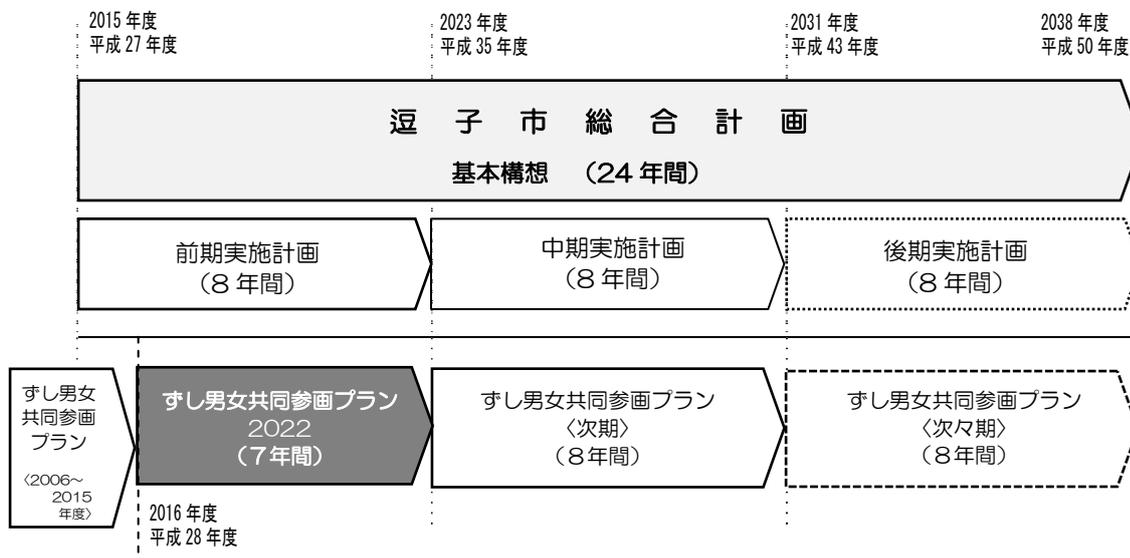
4 プランの期間

◇「逗子市総合計画（基本構想）」（2015～2038年度）は、様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるための本プランの上位計画です。計画期間が24年間の長期にわたるため、「前期実施計画」（2015～2022年度）、「中期実施計画」（2023～2030年度）、「後期実施計画」（2031～2038年度）の8年毎に必要なに応じて見直しを行います。

◇本プランの計画期間は、これまでずし男女共同参画プラン前期・後期基本計画を包括した10年間の計画としてきましたが、逗子市総合計画の個別計画である本プランは、市全体における施策の展開・取組を図りやすくするため、逗子市総合計画の計画期間と整合させ8年間とします。ただし、今回における本プランの計画期間は、総合計画の前期実施計画終了期間と合わせた2022年度（平成34年度）までの7年間とします。

また、計画期間中においても、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しを行います。

◆計画期間



■ ずし男女共同参画プランにおける重点項目

逗子市総合計画の前期実施計画期間内に取り組みべきことのうち、最も重要な事業として位置づけられており、基本構想の取組の方向をけん引する事業（リーディング事業）として（仮称）ずし男女共同参画推進条例の制定を掲げています。（下表）

これにより、本プランの第3章 具体的な取組 基本目標Ⅳ「推進体制の強化」に明記し計画期間中である7年間の中で、条例制定に向け検討、協議します。

事業名	男女共同参画プラン推進事業 （（仮称）ずし男女共同参画推進条例の制定）		所管名	生活安全課
事業概要	目的：個人が尊重され、男女の人権が認められる平等な社会、女性のエンパワーメントにより男女共同参画を進める社会をめざす。 対象：市民 手段：ずし男女共同参画プランの評価を毎年度行い、その中でも重点項目を選び出し、より深めた内容の評価を行う。（仮称）ずし男女共同参画推進条例を策定する。また、市民意識調査及びプランの改定を「逗子市総合計画」と整合性を持ち8年毎に行う。			
主な事業内容				
2016(平成28)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度		
<ul style="list-style-type: none"> ○ずし男女共同参画プラン推進会議の開催 ○（仮称）ずし男女共同参画推進条例に係る調査・研究 ○ずし男女共同参画プランの改定（8年毎） ○男女共同参画啓発事業（講座、講演会等）の実施 ○女性相談 		<ul style="list-style-type: none"> ○ずし男女共同参画プラン推進会議の開催 ○（仮称）ずし男女共同参画推進条例の検討 ○（仮称）ずし男女共同参画推進条例（案）の策定、議会提案 ○市民意識調査・実態調査の実施（8年毎） ○ずし男女共同参画プランの改定（8年毎） ○男女共同参画啓発事業（講座、講演会等）の実施 ○女性相談 		

（逗子市総合計画 実施計画 2015～2022）

第2章

めざす社会像と基本目標の

施策展開

1 めざす社会像と基本目標の施策展開

<めざす社会像>

<基本目標（施策の4つの柱）>

<施策の体系>

1 めざす社会像と基本目標の施策展開

本市が取り組む方向は、逗子市総合計画に掲げられた「誰もが尊重され、自由で平等なまち」です。家庭や地域、職場等において誰もが性別に関わらず自立した生活を送り、多様な生き方の選択が可能な社会の実現をめざします。そのためには、市民一人ひとりが男女共同参画への理解を深め、互いを認め合うことのできる意識が必要です。さらに、社会情勢の変化にともない柔軟で効果的な施策が重要です。

本プランのめざす社会像「誰もが尊重され、男女の人権が認められる平等な社会」の実現に向け、4つの基本目標を掲げ、それぞれ定めた目標に関連する施策・事業を体系づけていきます。

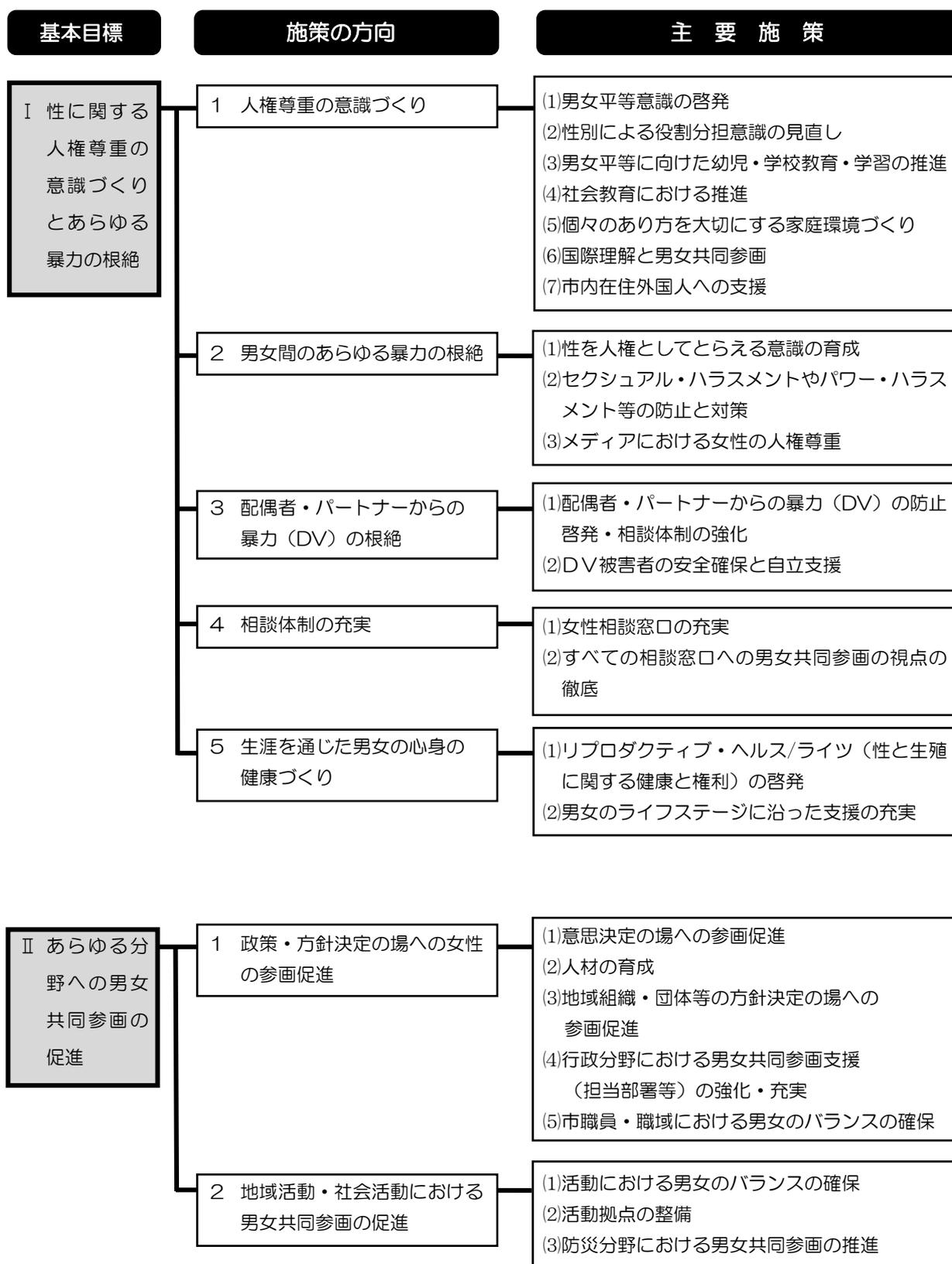
《めざす社会像》

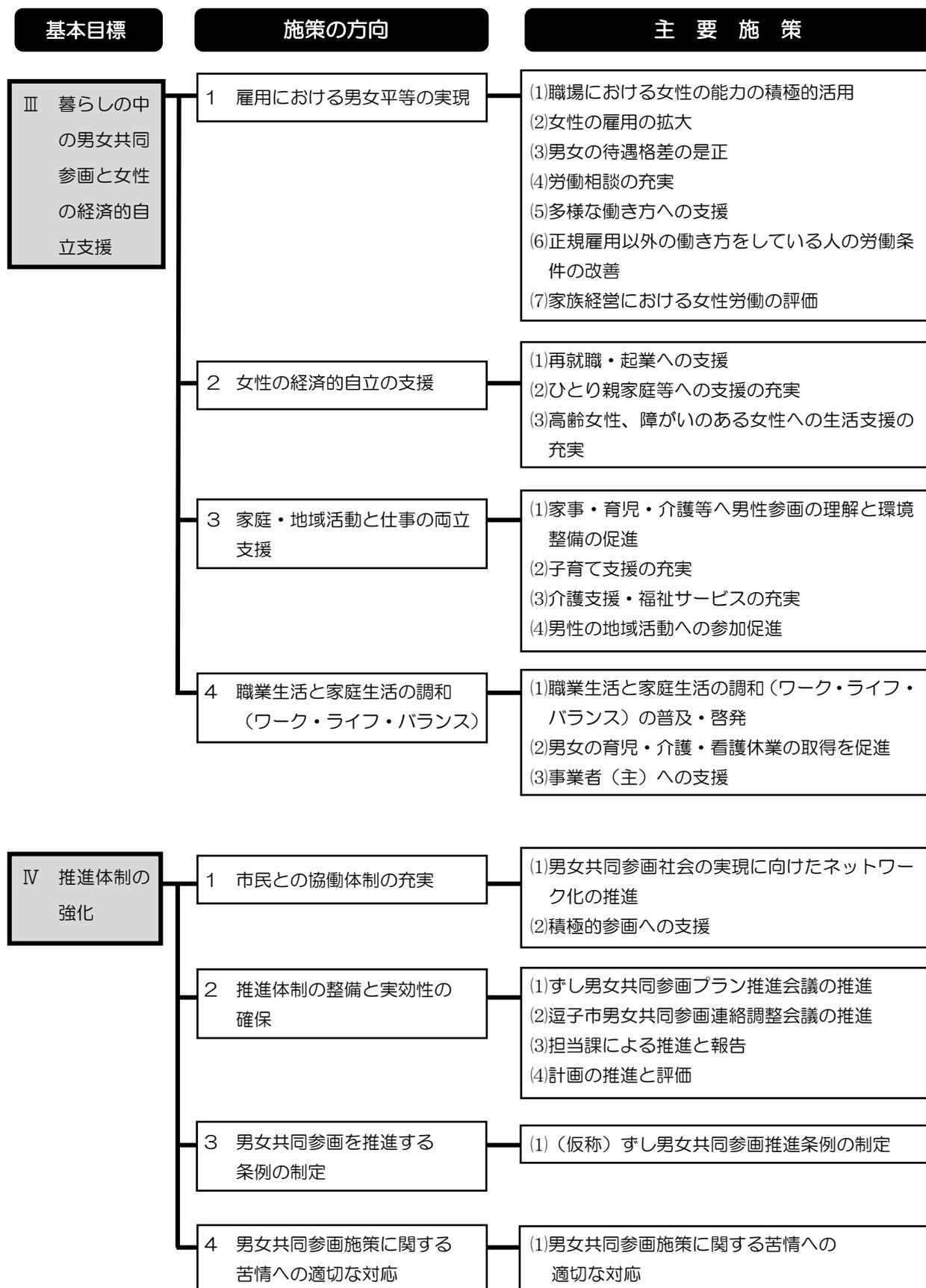
誰もが尊重され、男女の人権が認められる平等な社会

《基本目標（施策の4つの柱）》

- I 性に関する人権尊重の意識づくりとあらゆる暴力の根絶
- II あらゆる分野への男女共同参画の促進
- III 暮らしの中の男女共同参画と女性の経済的自立支援
- IV 推進体制の強化

〈施策の体系〉





第3章

計画の具体的な取組

基本目標Ⅰ 性に関する人権尊重の意識づくりとあらゆる暴力の根絶

- 1 人権尊重の意識づくり
- 2 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 3 配偶者・パートナーからの暴力（DV）の根絶
- 4 相談体制の充実
- 5 生涯を通じた男女の心身の健康づくり

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

- 1 政策・方針決定の場への女性の参画促進
- 2 地域活動・社会活動における男女共同参画の促進

基本目標Ⅲ 暮らしの中の男女共同参画と女性の経済的自立支援

- 1 雇用における男女平等の実現
- 2 女性の経済的自立の支援
- 3 家庭・地域活動と仕事の両立支援
- 4 職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

基本目標Ⅳ 推進体制の強化

- 1 市民との協働体制の充実
- 2 推進体制の整備と実効性の確保
- 3 男女共同参画を推進する条例の制定
- 4 男女共同参画施策に関する苦情への適切な対応

基本目標 I 性に関する人権尊重の意識づくりとあらゆる暴力の根絶

1 人権尊重の意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女平等の意識を持つことが必要であり、男女がお互いの人権を尊重しあうことが重要です。本市においては、人権を尊重することを、市民一人ひとりが理解するように啓発を推進します。

これまでも、啓発事業などを通じて男女平等意識の醸成に取り組んできましたが、依然として性別による役割分担意識があり、家庭や職場、地域、政治、社会通念、慣習、しきたりなどの場面では男女が共に平等と感じるには至っていません。

また、DVやセクシュアル・ハラスメントなどは人権を侵害する重大な問題としてすべての市民が認識し、あらゆる暴力を許さない社会全体の環境づくりが必要です。

意識改革には継続的な啓発が必要であり、個人のライフステージに応じた多様な学習機会が提供されることが必要です。広報誌やホームページなどを利用した周知に努め、家庭・地域・職場・学校などにおける啓発活動を実施することで、広く市民へ意識づけられるよう取り組みます。

さらに、男女平等意識を高めるには、子どもの頃からの教育・学習が重要な役割の場となるため、教育機関では男女共同参画を理解して意識啓発に努められるように、人権尊重と男女平等の理念を推進する教育・学習の充実を図ります。

また、国際的な人権問題等をより深く理解するために、市民一人ひとりが国際情勢や文化的背景を学び、国際社会の課題や取組について正しく認識することが重要です。

(1) 男女平等意識の啓発

No	具体的施策	内 容	関係部署
1	①男女平等意識の啓発活動の推進	○男女が個人として尊重され、性別に関わらず、意欲や希望に沿って個性と能力を発揮できる社会を実現するために、講演会・映画会・講座などを開催し、男女平等意識をあらゆる分野において啓発していきます。	生活安全課 社会教育課 関係各課
2	②性的少数者に対する理解を深めるための啓発活動の推進	○性の多様性を理解し、性自認や性的指向により差別されることのない社会をめざし、人権・平等意識を啓発していきます。	生活安全課 社会教育課 関係各課

■数値目標：「市民意識調査」結果において「平等」と感じる市民の割合が50%になるようにする。

(2) 性別による役割分担意識の見直し

No	具体的施策	内 容	関係部署
3	①性別による役割分担意識の是正	○「男は仕事、女は家庭」という性別役割意識を是正し、男女が家庭・仕事・その他の活動など調和を持って行える男女共同参画の考え方への理解が浸透するように、意識啓発を行います。	生活安全課 社会教育課
4		○育児休暇・介護休暇制度を男女の別なく活用できるよう、情報提供とパンフレットやポスターなどで、啓発活動に努めます。	経済観光課

■数値目標：「市民意識調査」結果において、「男は仕事、女は家庭」に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答える市民の割合が30%以下になるようにする。

(3) 男女平等に向けた幼児・学校教育・学習の推進

No	具体的施策	内 容	関係部署
5	①教職員の意識啓発	○市内小・中学校の教職員対象に、性別にとらわれない個人の人権を基盤にした人権教育を徹底する研修を行い、教職員の男女平等意識の啓発に努めます。	学校教育課
6	②人権に基づく性教育の実施	○人権を尊重し、男女共同参画への理解を深める人権教育を実施します。また、そのための補助教材の作成を支援するための資料を市内の小・中学校に配布します。	学校教育課
7		○性を人権としてとらえ、誰もが互いの生と性を尊重し合い、性の自己決定能力を育てる性教育を実施します。	学校教育課
8		○子どもの自己防衛能力を高めるための講習会を開催します。	学校教育課
9	③相談窓口の徹底	○性別による考え方にとらわれない、人権を基盤にした男女平等意識を高める研修を実施し、相談窓口における男女平等を徹底します。	学校教育課

(4) 社会教育における推進

No	具体的施策	内 容	関係部署
10	①平等意識啓発	○民生委員児童委員・保護司・青少年指導員など、地域社会の人材の協力を得て、男女共同参画の視点から平等意識を高めます。	生活安全課 社会福祉課 児童青少年課
11		○広く市民の平等意識の啓発を図り、幼児教育や学校教育、社会教育の現場で活用します。	生活安全課 社会教育課
12	②法制度の周知	○身近な生活に関わる民法、社会保障法、労働法、税法上の諸制度に関する講演会を開くなど、法制度の周知に努めます。	生活安全課 社会教育課 関係各課
13	③男女共同参画に関する図書 の充実	○市内図書館に地域女性史などの男女共同参画に関する図書の収集に努め、意識啓発を行います。	図 書 館
14	④市職員への研修	○市職員を対象に男女平等意識啓発の研修を行い、全員が研修に参加するとともに、啓発・行動ができる人材を育成します。	職 員 課

(5) 個々のあり方を大切にする家庭環境づくり

No	具体的施策	内 容	関係部署
15	①市民への啓発	○個々の人の生き方を尊重するため、家庭における男女平等の考えを市民に向け、啓発に努めます。	生活安全課
16	②男性のための 家庭教室	○男性を対象とする家庭教室（料理・育児・介護・看護の勉強会）を地域毎に開催します。また、男性向けの育児テキストを作成し、配布します。	子育て支援課 介護保険課 社会教育課
17	③状況的弱者への 支援	○市民に対し、状況的弱者（妊婦、子ども連れ、傷病者など）に対する意識の啓発を行います。	生活安全課 社会教育課
18		○状況的弱者を積極的に支援し、公共的施設において必要な配慮を行います。	各施設管理者
19	④相談窓口の充実	○家庭相談・女性相談の窓口を常設し、性別による考え方にとらわれない、人権を基盤にした男女平等の立場で相談に応じる相談員を配置します。また、必要に応じて専門家の応援を要請します。	生活安全課 子育て支援課

(6) 国際理解と男女共同参画

No	具体的施策	内 容	関係部署
20	①国際的な女性の人権問題への理解と意識啓発	○国際的な女性の人権問題への理解を深めるため、講演会・映画会などを開催します。	生活安全課 社会教育課
21		○人身売買や売買春をなくすため、情報提供や啓発に努めます。	生活安全課 児童青少年課

(7) 市内在住外国人への支援

No	具体的施策	内 容	関係部署
22	①市内在住の外国人への支援	○外国籍の市民に向け、男女平等や女性の人権に関する情報提供をし、相談者の支援を行います。	生活安全課
23		○市内在住の外国人と男女平等をテーマとした交流会を開催するなど、国際交流に取り組みます。	市民協働課 生活安全課 社会教育課



2 男女間のあらゆる暴力の根絶

暴力は、いかなる理由や状況であっても、決して許されるものではありません。DVやセクシュアル・ハラスメントなどの被害者の大多数は女性ですが、近年、男性被害者が増加傾向にあります。暴力は身体だけではなく、被害者には一生にわたり心のダメージが残ります。男女間のみならず、子どもや高齢者に対する暴力は、人権を侵害する大きな問題です。

メディアに関しては、発信された女性に対する固定的なイメージや差別的な表現などの情報について読み解く力が求められます。また、近年はインターネットやSNS（ソーシャルネットワークシステム）などを使い、個人がリベンジポルノや児童ポルノなどを発信する人権侵害が横行しており、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。さらに性の商品化は対象が低年齢化しており、中高生や児童までが被害者となっています。

あらゆる暴力の根絶をめざし、市民にむけて性別や年齢にふさわしい人権に関する啓発をさらに促進し、幼少期から人権教育を推進することが必要です。

(1) 性を人権としてとらえる意識の育成

No	具体的施策	内 容	関係部署
24	①性を人権としてとらえる意識づくり	○ジェンダーによる思い込みに基づいた差別をなくします。	全 課
25		○性を人権としてとらえる意識の向上を図るため、啓発・情報提供パンフレットの作成とともに、事業効果をより高められるようなテーマや対象を明確にするなど、講演会・講座などの啓発事業を充実します。	生活安全課
26	②教育・研修の推進	○家庭・学校・地域のそれぞれの分野で男女が互いの性について正しい知識をもち、性に関する女性の人権と自立を尊重する身体及び性意識の発達段階に応じた性教育、人権教育が行われるよう努めます。	学校教育課 社会教育課
27		○教職員、行政職員研修の中に性を人権としてとらえる視点を加えます。	学校教育課 職 員 課
28		○学校教育において、人権教育の中に、性を人権としてとらえる視点を取り入れます。	学校教育課
29		○DV防止のための情報の提供やDV防止法、ストーカ―規制法(通称)など性に関する法律の周知に努めます。	生活安全課

30	③DVを未然に防止するための意識啓発と情報提供	○配偶者・パートナーからの暴力（DV）は、人権侵害・犯罪であるという意識の啓発を図り、暴力を根絶する運動を推進します。	生活安全課
31		○女性と子どもに対する暴力の実態や「DV防止法」、「児童虐待防止法」について、多くの機会をとらえ市民への周知を図ります。	生活安全課

(2) セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止と対策

No	具体的施策	内 容	関係部署
32	①セクシュアル・ハラスメントなどの防止と対策	○職場・学校・地域におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止のための情報提供、啓発を図ります。行政職員・市民・企業・教育に携わる者に対してセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止の研修や講座を行います。	職員課 生活安全課 経済観光課 学校教育課 社会教育課
33	②被害者の救済	○セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの通報があった場合、必要に応じ関連機関に連絡するとともに、被害者の気持ちにより添った救済につなげます。	生活安全課 経済観光課

(3) メディアにおける女性の人権尊重

No	具体的施策	内 容	関係部署
34	①性の商品化の防止、メディア・リテラシーの向上	○女性の人権を尊重する観点から、性を人格から切り離れたモノとする性の商品化などを防止する意識づくりや、情報発信のためにメディア・リテラシーの向上のための講座を開催します。	生活安全課 社会教育課
35	②ジェンダーに配慮した市刊行物等の作成	○市の発行する印刷物やホームページなどについて、性差別につながるような表現を点検し、適切な表現への配慮に努めます。	秘書広報課 生活安全課 総務課 全課
36	③広告物などの表示への配慮	○市内の広告物などについて適切な表現へ配慮されるよう、事業者などへの働きかけを行います。	生活安全課

3 配偶者・パートナーからの暴力（DV）の根絶

配偶者・パートナーからの暴力（DV）や、若年層における恋人からの身体的、精神的、性的暴力を受けるデートDVが社会問題となっています。本市の女性相談においては、全体の約半数がDVに関する相談です。

市民意識調査によると、“DVを受けた経験がある”の回答の割合は、女性が8.5%、男性が1.7%となっており、前回調査（2009年〔平成21年〕）より男女ともその割合は低くなっていますが、「暴力をふるったことがある」との回答とともにまだ根絶には至っていません。

また、“DVを受けた経験がある”との回答者から暴力の内容（程度）をたずねると、「大声でどなるなど、言葉の暴力」が全体の半数以上を占め最も多く、次いで、「医師の治療が必要でない程度の暴力」となっています。

DVを受けた時の相談相手は、「誰にも相談しなかった」との回答が半数を超えて最も多く、前回調査より大きな割合を占めています。

DV問題の対応としては、関係機関との連携を図り、被害者の気持ちに寄り添いながら自立支援にいたるまでの一貫した支援体制が不可欠となります。

本市では、あらゆる暴力を未然に防止し、DV問題が潜在化しないよう、性別を問わず市民が認識を深めるための啓発や、DVに関する情報提供の徹底に努めます。専門の女性相談委員の配置や、女性相談専用電話の設置及び相談日の増設など相談体制を強化しており、関連する部署や関係機関との速やかな連携を図り、継続的に相談しやすい支援の充実に努めます。

(1) 配偶者・パートナーからの暴力（DV）の防止啓発・相談体制の強化

No	具体的施策	内 容	関係部署
37	①DV被害者の早期発見体制の確立	○配偶者・パートナーからの暴力（DV）や幼児・児童虐待の実態を的確に把握し、関係機関との連絡体制をつくります。	生活安全課 子育て支援課
38	②DV被害者に対する相談体制の拡充	○DV被害者の潜在化や暴力の長期化を食い止められるよう、相談窓口の周知と利用促進を図るとともに、窓口職員の研修を充実し、適切な対応と二次被害防止に努めます。	生活安全課
39		○こころや性に関する悩みを含め、男性のDV相談に関する情報を提供します。	生活安全課
40	③加害者への対応	○DV加害者の更生対策や、悩みごと相談に関する情報の収集、提供に努めます。	生活安全課

(2) DV被害者の安全確保と自立支援

No	具体的施策	内 容	関係部署
41	①DV被害者の保護	○被害者の一時保護と自立支援を行っている民間団体への支援・助成を実施します。また、関係機関と密接な連携体制を確保します。	生活安全課
42	②被害者の自立支援	○自立支援のための各種制度の情報提供を図るとともに、その活用への支援を行います。	生活安全課



4 相談体制の充実

2014年(平成26年)実施の男女共同参画社会に関する市民意識・実態調査において、暴力をふるわれた時の相談相手として最も多い回答は、2009年(平成21年)調査同様に「誰にも相談しなかった」となっており、問題解決につなげる相談窓口としての抜本的な対策が求められています。

女性に対する暴力を根絶するためには、きめ細かな相談窓口を充実させることが非常に重要です。

また、DV問題への対応として相談体制の強化及び継続的な支援の必要性を明記していますが、さらに性の問題や子育て、介護、就労など、様々な生活課題に直面している人に対し、必要な支援やサービスにつなげていくことが必要です。

そのため、各分野の部署における相談窓口の専門性の向上や相互の連携強化を図っていくとともに、市民がいつでも気軽に利用できるような体制充実が不可欠です。

現在の女性相談については、2010年度(平成22年度)に相談日を週4日から5日に拡充しており、今後も相談体制のより一層の充実を図ります。

(1) 女性相談窓口の充実

No	具体的施策	内 容	関係部署
43	①女性相談体制の充実	○相談窓口での二次被害を防止するため、相談員の質の確保と研修及び身分保障に努めます。	生活安全課
44		○市民への女性相談事業に関する情報提供の強化に努めます。	生活安全課

(2) すべての相談窓口への男女共同参画の視点の徹底

No	具体的施策	内 容	関係部署
45	①相談員の研修	○市のすべての相談窓口の相談員に対して、男女共同参画の視点を持つ研修や講座を行い、資料や情報などの提供に努めます。	生活安全課
46	②各相談窓口の連携強化	○市のすべての相談窓口の間の連携を強化します。	相談窓口 設置関係課

5 生涯を通じた男女の心身の健康づくり

男女共同参画社会の形成には、男女ともに互いの身体的性差や特徴を十分に理解し、人権を尊重しつつ生涯にわたる心身の健康を保持・増進していくことが基本的な要件となります。

そのため、乳幼児から高齢者まで人生の各期間において異なる健康上の問題に直面することも想定され、そのライフステージに応じた健康づくりを総合的に支援していくことが求められています。

女性のライフステージには、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要となり、生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることをめざし、その課題として、いつ、何人、子どもを産む、産まないの選択の自由や、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれます。女性の思春期、成人期、高齢期などの生涯を通じた性と生殖に関する啓発など、総合的な施策が求められます。

男性は、雇用の社会的背景から、精神面で孤立しやすくストレスによる心の病や過労死の問題に対し、メンタルヘルスや自殺予防など健康保持の重要性が指摘されています。

このように、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めるため、正確な知識と情報提供の充実を図り、学校や生涯学習など多くの機会をとらえ、性や健康に関する教育や自己管理による健康意識の向上など、生涯にわたる総合的な健康支援の取組を推進します。

(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発

No	具体的施策	内 容	関係部署
47	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・定着	○男女がともに互いの性を尊重しあえるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供を行います。	子育て支援課 学校教育課 国保健康課
48		○教職員や保健関係者などを対象に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を取り入れた研修を充実します。	学校教育課

(2) 男女のライフステージに沿った支援の充実

No	具体的施策	内 容	関係部署
49	①生涯にわたる男女の健康支援のための総合的体制づくり	○更年期・乳がん・子宮がんについての講座や、情報提供、自助グループの立ち上げへの支援を実施します。	国保健康課
50		○関係機関と連携し、性感染症の予防対策や、健康と加齢についての情報提供、啓発講座を行います。	国保健康課 子育て支援課
51		○生涯にわたる健康維持のための情報提供や啓発講座を行います。	国保健康課 子育て支援課
52	②母子保健事業の推進	○妊娠・出産期の女性を対象にした妊婦健診や健康相談・指導などの保健事業を充実し、安全な出産の支援と育児不安の解消を図ります。	子育て支援課
53		○妊娠・出産、育児において男性の理解と協力を促し、夫婦・パートナーが協力して取り組むことができるよう、両親教室などの事業を充実します。	子育て支援課



基本目標 II あらゆる分野への男女共同参画の促進

1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

国の政治及び経済への女性の参画程度を示す「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」において、わが国は2015年（平成27年）の測定可能国145カ国中101位と、低くなっています。

そのため国では、政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため、「社会のあらゆる分野において、2020年（平成32年）までに、社会的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」を期待するとしています。

このような目標を国民の間で共有するとともに、女性の参画、活躍拡大への動きを加速させるため、10年間の時限立法として「女性活躍推進法」（2015年〔平成27年〕8月28日可決）が施行（2016年〔平成28年〕4月1日）され、女性の採用・登用・能力開発等における事業主行動計画の策定を義務づけることになりました。今後、適材適所の登用に留意しつつ、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実行等を通じた積極的な女性採用・登用を進めることとしています。

本市では、審議会などへの女性登用率が2015年（平成27年）4月現在31.8%と、国の目標水準（30%）に達してはいるものの、市の要綱で定めた登用率の目標である40%には達していないことからこの目標の達成に向けて推進していきます。

また、事業者や市民団体活動などにおける意思決定過程への女性の参画を促進するため、「女性活躍推進法」の周知啓発とともに、女性の人材育成への取組を充実していくことが求められます。

男女共同参画社会の実現に向け、市が先導する役割を担うことへの認識を深め、職員の意識改革や研修機会の充実とともに、女性の職域拡大や企画立案の場への参画、管理職への登用などを率先して取り組んでいく必要があります。

(1) 意思決定の場への参画促進

No	具体的施策	内 容	関係部署
54	①審議会等への女性の参加促進	○政策・方針決定の場での男女共同参画を推進するために、「逗子市の審議会などへの女性の参加促進に関する要綱」に基づき、女性の参加促進を積極的に図るため、担当課と事前に協議します。	企 画 課 生 活 安 全 課 全 課

■数値目標：どちらかの性が40%未満にならないようにする。

(2) 人材の育成

No	具体的施策	内 容	関係部署
55	①人材育成のための研修機会の充実と参加の促進	○男女共同参画の意識を啓発するための講座を継続的な計画に基づき実施します。	生活安全課
56		○講座等の企画に当たっては、市民からの意見や企画を取り入れます。	生活安全課 社会教育課 市民協働課
57		○講座の開催について、女性のエンパワーメントのための研修機会の充実、及びグループ・団体の育成、活動の支援を図ります。	市民協働課 社会教育課
58		○若い年齢層の男女が多く参加できる環境の整備のため、開催曜日や時間の工夫や託児・保育制度の導入などを図ります。	生活安全課 関係各課

(3) 地域組織・団体等の方針決定の場への参画促進

No	具体的施策	内 容	関係部署
59	①自治会等の方針決定の場への女性の登用	○自治会などの方針決定の場へ女性が登用されるように要望します。また、そのための情報提供などを行います。	生活安全課

■数値目標：地域団体などに対し、役員・リーダーとして女性がより登用されるよう働きかけをし、女性の割合が40%以上になるようにする。

(4) 行政分野における男女共同参画支援（担当部署等）の強化・充実

No	具体的施策	内 容	関係部署
60	①男女共同参画行政の推進	○男女共同参画行政を専管事項とする所管部署が強化されるよう働きかけます。	生活安全課 総務課
61		○男女共同参画に関する市民意識調査を行い、分析を行います。	生活安全課
62	②男女共同参画行政への市民の声の反映	○市民意識調査や男女共同参画啓発事業等におけるアンケートなどに寄せられた市民の意見を男女共同参画行政に反映することに努めます。	生活安全課

(5) 市職員・職域における男女のバランスの確保

No	具体的施策	内 容	関係部署
63	①女性職員の登用	○男女共同参画による市政運営を推進するため、「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」を活用し、女性職員を管理監督者へ登用します。またあらゆる職域における男女のバランスを確保します。	職 員 課

- 数値目標：市の女性職員の割合が40%となるようにする。
管理職の女性の割合が30%を超えるようにする。



2 地域活動・社会活動における男女共同参画の促進

本市における自治会などの地域活動では、女性の参加が多く意思決定過程にも女性の意見が反映されるようになってきており、女性リーダーの登用も進んできていますが、様々な地域活動の中には、固定観念による性別役割分担が完全に解消されていない面もまだ残っています。

近年における市民活動は、地域の福祉やまちづくりを進めるうえで、市民をはじめ行政や事業者との連携・協働することが極めて重要であり、その役割を担うことで活動範囲が広がることが期待されています。

そのため、男女共同参画の視点から、女性だけでなく男性の地域活動への参画を促進する取組を進めるとともに、諸活動の相互連携や市との協働による効果的な情報提供、交流機会の提供などの支援策が必要となります。

(1) 活動における男女のバランスの確保

No	具体的施策	内 容	関係部署
64	①地域活動における男女平等な共同参画の促進	○男女が均等に地域活動に参画し、ともに活動を担うための啓発を行います。	生活安全課 関係各課
65	②男女が参加しやすい講座の開催	○働く男女が参加しやすい曜日や時間を設定し、託児などを配慮した講座を開催します。	生活安全課 社会教育課 関係各課
66	③事業者（主）への啓発	○地域活動への理解を促進するため、事業者(主)に対し、啓発を行います。	経済観光課

(2) 活動拠点の整備

No	具体的施策	内 容	関係部署
67	①活動の場の整備・充実	○地域活動への積極的参加を促すため地域活動センターなど活動の場の整備・充実を図ります。	市民協働課 関係各課

(3) 防災分野における男女共同参画の推進

No	具体的施策	内 容	関係部署
68	①防災の分野における男女共同参画の推進	○防災会議や地域防災計画において、男女共同参画の視点を取り入れます。	防 災 課
69	②男女共同参画の視点に立った災害時の対応	○避難所運営組織に女性を含め、避難所における男女のニーズの違いを考慮します。また、女性に対する暴力等を防ぐために女性相談の窓口を設置します。	防 災 課 生活安全課



基本目標 Ⅲ 暮らしの中の男女共同参画と女性の経済的自立支援**1 雇用における男女平等の実現**

少子高齢化やグローバル化が進展する中で、性別に関わりなく働きたい人が能力を發揮できる社会づくりをめざすことは、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という視点から、国の方針において大きな労働力が期待される不可欠なものとして認識しています。

「改正男女雇用機会均等法」(2007年〔平成19年〕4月1日)が施行され、間接差別の禁止など性別による差別禁止の拡大や、妊娠・出産などを理由とする不利益な取扱いを禁止することが改正追加されました。

また、「パートタイム労働法」が改正され、正社員と同視すべきパート労働者の待遇を差別的に取扱うことを禁止するなど、法整備により各事業者の雇用条件は徐々に改善されてきました。しかし、2009年(平成21年)と2014年(平成26年)の市民意識調査の結果から、職場において「男性優遇」と感じる割合は減少傾向にあるとはいえ、まだ6割近くを占めていることから、状況は大きく変わっていません。

今後、本市においても少子高齢化が進み労働力不足が危惧される中で、男女を問わず多様な能力を活用していくことが経済及び社会全体が活性化するうえで不可欠なことから、特に女性において個々のライフスタイルに応じ、多様で柔軟な働き方が選択できる就業環境の整備を進めることが重要です。

また、正規雇用以外で働いているパート労働者などの労働内容が適正に評価されているとは言い難い状況から、職場内における賃金、雇用形態などに関わる労働条件の格差問題を是正していく必要があります。自立した生活を続けられるよう国・県の支援制度の周知を図り、それぞれの置かれた状況にきめ細かく的確に対応した支援策につなぐことが求められています。

(1) 職場における女性の能力の積極的活用

No	具体的施策	内 容	関係部署
70	①市職員の男女平等の推進	○管理職について少ない方の性に関する「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」を行います。	職 員 課
71		○実務者向け合同研修会を開催します。	
72		○苦情処理委員会委員には、申し立て者と同性の委員が40%を下回らないようにします。	
73	②市内事業者（主）への啓発	○職場における男女差別の是正、男女の職種・職域の分離の解消（コース別人事の廃止等）、間接差別の禁止などをめざすため、事業者（主）への啓発を行います。また、母性保護を含む働く人の諸権利について情報を提供します。	経済観光課

(2) 女性の雇用の拡大

No	具体的施策	内 容	関係部署
74	①職業能力の開発及び再雇用の支援	○男女ともに雇用の幅を広くし、能力開発及び能力発揮の機会を提供するため労働関係機関などと連携して、資格や技術の取得、再雇用支援のための情報の収集と提供に努めます。	経済観光課
75	②公共調達を通じた女性の活躍支援	○女性の活躍状況などが積極的な企業に対し、公共調達ができるような取組を検討します。	管 財 課

(3) 男女の待遇格差の是正

No	具体的施策	内 容	関係部署
76	①男女の所得格差の是正	○コース別人事、扶養手当・住宅手当の所得条項・契約者条項・世帯主条項の見直しなど、男女の所得格差を是正するための対策を検討するよう、市内の事業者（主）に働きかけます。	経済観光課

(4) 労働相談の充実

No	具体的施策	内 容	関係部署
77	①就業相談の支援及び事業者への働きかけ	○女性の就業における相談について、県の相談窓口を紹介するとともに、関連する情報を収集し、提供します。男女雇用機会均等法に位置づけられた苦情処理窓口を設置するように働きかけ、事業者（主）と相談者の実務研修への参加を働きかけ、また苦情解決への行動を支援します。	経済観光課

(5) 多様な働き方への支援

No	具体的施策	内 容	関係部署
78	①多様化する雇用形態に対する支援	○多様な労働形態及び職業選択方法に応じ、関係機関との連携を密にするとともに、パートタイム労働法や労働者派遣法などの関連法や各種支援制度に関する情報提供を充実します。	経済観光課 関係各課

(6) 正規雇用以外の働き方をしている人の労働条件の改善

No	具体的施策	内 容	関係部署
79	①正規雇用以外の働き方をしている人の労働条件の向上	○非正規雇用者の給料・休暇などに関し、正規社員と対等な待遇の向上が図られるよう、ILO第175号条約の批准及び国内法の整備を国に働きかけます。また、市非常勤職員の待遇を正規職員に比例して計算されたものにします。	職員課 経済観光課
80		○労働基準監督署・県労働関係機関など国・県との連携を深め、正規雇用者と平等に比較された給料・休暇など、労働条件の向上に努めること及びパートタイム労働法の普及など事業者（主）への啓発を行います。母性保護などの諸権利についても情報を提供していきます。	経済観光課

(7) 家族経営における女性労働の評価

No	具体的施策	内 容	関係部署
81	①家族経営における女性労働の評価	○女性労働が適正に評価されるよう働きかけます。	経済観光課

2 女性の経済的自立の支援

女性を取り巻く環境は、経済・雇用環境の変化とともに非正規雇用労働者の増加や、ひとり親など世帯構造の変化及び家族形態の多様化などの影響で、生活上の困難に陥りやすい状況になっています。

結婚や出産・育児、介護など様々な理由で退職した女性をはじめ、起業や再就職をめざす女性がそれぞれのライフスタイルに合わせた働き方や、能力に応じた就労分野にチャレンジできるよう、必要な技術・知識の習得などの支援を充実していくことが重要です。

また、ひとり親世帯、高齢者、障がい者、DV被害者など様々な困難を抱える女性たちへの支援を含めた社会環境の整備が必要です。

(1) 再就職・起業への支援

No	具体的施策	内 容	関係部署
82	①女性の再就職と起業への支援	○女性の再就職及び起業に対し、必要なノウハウなどについての情報提供や講演会・研修会を開催します。	経済観光課 社会教育課

(2) ひとり親家庭等への支援の充実

No	具体的施策	内 容	関係部署
83	①ひとり家庭への生活支援の整備	○ファミリーサポートセンターの利用に関し、子どもの一時預かりや、送迎などについて、利用料の助成などを行い、保護者の就労や子育てを支援します。利用可能な制度についての周知に努め、保護者の利便性を図ります。	子育て支援課
84	②ひとり親家庭のための就職支援	○就職にむけて、パソコンを使ったエントリーシート・履歴書の書き方、面接の受け方などの案内などの支援をします。看護師や介護福祉士等、国家資格の取得のための支援をします。	経済観光課 子育て支援課

(3) 高齢女性、障がいのある女性への生活支援の充実

No	具体的施策	内 容	関係部署
85	①障がい者雇用の促進	○市内の事業者（主）に対し、障害者法定雇用率の達成を呼びかけ、障がい者雇用を促進します。特に、障がいのある女性の就業に関し、職場環境や就労条件の平等の実現のため、事業者（主）に対する啓発を行います。	経済観光課 障がい福祉課
86		○市において障害者法定雇用率の達成をめざします。	職 員 課
87	②職域の拡大	○（株）パブリック・サービスの職域を、女性が働きやすいよう開拓・拡大をするよう働きかけます。	総 務 課
88	③福祉的配慮をした住宅の整備	○高齢女性、障がいのある女性などが、地域において住みやすく安全で安心な暮らしを送ることができるよう、市営住宅では、福祉的配慮をした住宅を整備します。	都市整備課

■数値目標：どちらかの性の就業割合が40～60%となることをめざす



3 家庭・地域活動と仕事の両立支援

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別による固定観念が根強くありますが、少子高齢化や家族形態の多様化により、性別に関わらず家族の一員として男女が共に協力し合い責任を分かち合うことが必要です。

また、女性のあらゆる分野への社会参画を促進するためには、男女が共に家庭を大切に考える考え方が基本であり、誰もが認識することが重要です。

特に、男性による家事や育児、介護などの責任を積極的に共有していくことが重要であり、男性自身が働き方の見直し、地域活動への参加を促進できる環境づくりを図ることが必要です。

このように、家庭及び地域活動と仕事との両立可能な環境は、地域や社会経済の活性化及び問題解決へ向かうものとして取り組んでいきます。

(1) 家事・育児・介護等へ男性参画の理解と環境整備の促進

No	具体的施策	内 容	関係部署
89	①男性の家事・育児参画の促進	○男性が家庭生活の知識や技術を習得する講座を開催します。	子育て支援課 社会教育課 図書館

(2) 子育て支援の充実

No	具体的施策	内 容	関係部署
90	①母親両親教室の充実	○子育てへの男女共同参画をテーマとした講座を開催します。	子育て支援課
91	②子育て支援サービスの充実	○子育てを男女がともに担うための啓発や、多様な生活形態を支えるための子育て環境の整備など、具体的に対応できる複合的なサービスを実現します。	子育て支援課
92		○乳児保育の充実、育児相談、延長保育、一時保育を実施します。	保 育 課
93		○「子ども・子育て支援事業計画」と連携し、児童・青少年の居場所づくりや放課後児童クラブ（学童クラブ）の推進に取り組むとともに、共育の視点から関係部署や関係機関と連携し、障がいの有無に関わらずすべての子どもを受け入れる環境づくりを推進します。	子育て支援課 保 育 課 学校教育課 児童青少年課

94		○『逗子市福祉プラン』や『地域福祉活動計画』（社会福祉協議会）と連携します。	社会福祉課
95		○障がい児を持つ保護者が働き続けられる環境を整備します。	保 育 課
96		○ひとり親家庭への支援を行います。	子育て支援課
97		○小・中学校において、食育の観点から安全で栄養バランスのとれた昼食を確保します。	学校教育課

(3) 介護支援・福祉サービスの充実

No	具体的施策	内 容	関係部署
98	①固定観念の是正及び福祉サービスの充実	○若年時からの意識啓発や教育、男性の福祉人材の育成、在宅福祉サービスの整備・充実など、「介護、介助、看護は女性の仕事」という固定観念を是正し、個々の生活状況に応じて支援が受けられるようサービスの充実を図ります。	障がい福祉課 介護保険課 学校教育課
99	②介護・高齢者福祉サービスの充実	○地域包括支援センター機能の充実、介護保険サービスの充実、家族介護支援のためのサービスの充実、また障害者福祉サービス等の充実を図り、利用しやすい体制を整えます。	介護保険課 障がい福祉課

(4) 男性の地域活動への参加促進

No	具体的施策	内 容	関係部署
100	①男性の地域活動を促進するための情報提供と相談体制の充実	○ボランティア活動やNPO活動をはじめ地域の様々な団体活動に関する情報提供を充実します。	市民協働課
101		○地域活動への参加を希望する男性が気軽に相談できるよう窓口の充実を図るとともに、参加希望者と団体などを相互に結びつける体制の充実を図ります。	

4 職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

年齢や性別に関わらず、一人ひとりの多様な生き方が尊重され、仕事の環境を整えながら家庭や地域生活において、ライフステージに応じた多様な生き方が選択できることを「職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」といいます。

パートタイムや派遣労働、在宅勤務など就労形態が多様化している中、男女が共に仕事と家庭生活を両立するには、それぞれの職務や能力に応じた職業選択が可能で、育児休業などの制度が取得しやすい職場環境を整備することが必要です。

今後、ワーク・ライフ・バランスが推進され定着することは、個人の生き方だけでなく、少子高齢化が進行する中において、企業活動の人材確保とともに生産性の向上などの相乗効果が期待されます。

(1) 職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発

No	具体的施策	内 容	関係部署
102	①公共調達を通じたワーク・ライフ・バランスの支援	○男女のワーク・ライフ・バランス状況などが積極的な企業に対し、公共調達ができるような取組を検討します。	管 財 課
103	②労働時間短縮の促進等	○男女ともに働きながら家族責任も果たし、地域活動に参加することを支援するため、ゆとりある職場環境をめざし、事業者（主）への啓発を図ります。	経済観光課

(2) 男女の育児・介護・看護休業の取得を促進

No	具体的施策	内 容	関係部署
104	①育児・介護・看護休業取得の促進	○事業者（主）や人事・労務担当者にセミナーの実施や、情報を提供するなど、男女の労働者が仕事と育児または介護、看護の両立をしやすい環境を整備します。 [市において「パパ・クォータ」の導入、育児・介護・看護休業取得の推進と保障]	経済観光課 職 員 課 生活安全課

(3) 事業者（主）への支援

No	具体的施策	内 容	関係部署
105	①男女の雇用均等とワーク・ライフ・バランスの実現をめざす企業の紹介	○厚生労働省が実施している「均等・両立推進企業表彰」などの情報を提供し、男女の雇用の均等とワーク・ライフ・バランスの実現をめざしている事業者（主）の取組を紹介します。	経済観光課

基本目標Ⅳ 推進体制の強化

1 市民との協働体制の充実

本市では、本プランの前計画である後期基本計画から実効性のある施策として、基本目標に位置づけた「推進体制の強化」を掲げてきましたが、本プランにおいても重要施策としています。

「市民との協働」による一体的な取組への転換から、男女共同参画社会の理念や目標を市民が共有し、市民、ボランティア、NPO、企業等との連携協働が望まれます。

また、市民の男女平等意識が広く高まるよう、男女共同参画に関わる施策情報や活動手段の提供を充実させます。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けたネットワーク化の推進

No	具体的施策	内 容	関係部署
106	①男女共同参画プランネットワークの推進	○男女共同参画プランを推進する活動をしているグループを育成・支援し、ネットワーク化をめざします。	生活安全課

(2) 積極的参画への支援

No	具体的施策	内 容	関係部署
107	①積極的参画への支援	○女性のエンパワーメントや男女共同参画に関心を持つ市民（個人・団体）に情報を提供し、活動手段を提供します。	生活安全課 関係各課

2 推進体制の整備と実効性の確保

ずし男女共同参画プランの後期基本計画の実施にあたっては、有識者や一般市民から構成される「ずし男女共同参画プラン推進会議」を設置し、第三者的な立場から計画の進行管理を行ってきました。

また、市の関連部署との施策連携を確保するため「逗子市男女共同参画連絡調整会議」を設置し、各分野の横断的な調整を図るとともに、毎年度それぞれの所管課による施策の進行管理を行ってきました。

特に、「ずし男女共同参画プラン推進会議」と「逗子市男女共同参画連絡調整会議」との連携を図り、定期的に施策・事業に関わる意見交換会を行うなど、独自の進行管理が定着しているため、新プランである本計画においても進行管理システムを維持し、すべての分野にわたって実効性のある施策・事業を総合的に推進していきます。

(1) ずし男女共同参画プラン推進会議の推進

No	具体的施策	内 容	関係部署
108	①ずし男女共同参画プラン推進会議の推進	<p>○男女共同参画に関する様々な意見を聴取するため、市民や男女共同参画に関し知識経験を有する者、関係団体等をメンバーとした推進会議を開催し、男女共同参画プランの推進を図ります。</p> <p>* ずし男女共同参画プラン推進会議は次のことについて、意見交換、検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ずし男女共同参画プランの評価基準の設定、見直し ・ずし男女共同参画プランの推進 ・男女共同参画推進に関する講座の企画 ・ずし男女共同参画プランの進捗状況 	生活安全課

(2) 逗子市男女共同参画連絡調整会議の推進

No	具体的施策	内 容	関係部署
109	①逗子市男女共同参画連絡調整会議の推進	○ずし男女共同参画プラン推進会議との意見交換により、市の担当各課から報告された進捗状況を全体的に評価し、事業の見直しなどを行います。	生活安全課

(3) 担当課による推進と報告

No	具体的施策	内 容	関係部署
110	①担当課による推進と報告	○市の担当課が男女共同参画プランの事業を推進するための目標を設定し、その実施に努め、年度毎に進捗状況を取りまとめ、推進会議に報告します。	生活安全課

(4) 計画の推進と評価

No	具体的施策	内 容	関係部署
111	①計画の推進と評価・見直し	○毎年度計画の進行状況を把握して見直し、市長は市民に対し評価結果を公表します。 <ul style="list-style-type: none"> ・推進状況の把握 ・評価システムの開発・整備 ・年次報告書の作成と公表 	生活安全課

3 男女共同参画を推進する条例の制定

2022年度（平成34年度）までに、逗子市総合計画のリーディング事業である（仮称）ずし男女共同参画推進条例を制定します。個人が尊重され、男女の人権が認められる平等な社会、女性のエンパワーメントにより男女共同参画を進める社会をめざします。性別や性的指向で差別を生むことがなく、多様性を認め合い個人の尊厳を大切にすると人権意識を深めます。

(1) （仮称）ずし男女共同参画推進条例の制定

No	具体的施策	内 容	関係部署
112	①（仮称）ずし男女共同参画推進条例の制定	○男女平等に関する基本条例のあり方を検討し、条例を制定します。	生活安全課

■数値目標：「総合計画におけるリーディング事業」2022年度までに策定

4 男女共同参画施策に関する苦情への適切な対応

男女共同参画の実現に影響する施策に関し、苦情や阻害要件等の適切な対応を図ります。

(1) 男女共同参画施策に関する苦情への適切な対応

No	具体的施策	内 容	関係部署
113	①男女共同参画施策に関する苦情への適切な対応	○男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民や事業者から苦情の申出があったときは、苦情処理委員による適切・迅速な処理を行います。男女共同参画を理解した委員からなる、男女共同参画社会づくりを阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などについて申し出を処理する機関を設置します。	生活安全課
114		○男女共同参画を阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などの申請をしやすい環境づくりをします。	生活安全課
115		○申し出た人の情報を保護し、2次被害が起きないように取り計らいます。	生活安全課
—		<p>【苦情処理機関が行うこと】</p> <p>○男女共同参画社会づくりを阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などについての申し出があった場合、速やかに会議を開き検討します。</p> <p>○申し出は、当事者のみならず、第三者の申し出についても、同様に扱います。</p> <p>○申し出た人の情報を保護し、2次被害が起きないように取り計らいます。</p> <p>○申し出を確認するための調査が必要な場合には実施します。</p> <p>○検討結果に基づいて、助言、指導、是正の要請及び意見の表明を行います。</p> <p>○ずし男女共同参画プラン推進会議と連携をとります。</p>	—
—		<p>【市民ができること】</p> <p>○逗子市を男女共同参画のまちにするために積極的に活動に参加します。</p> <p>①地域活動に積極的に参加します。</p> <p>②男女共同参画のために活動します。</p> <p>③市民公募委員へ応募します。</p> <p>○この計画の進み具合をチェックします。</p> <p>①評価アンケートに参加します。</p> <p>②男女共同参画社会づくりを阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などを見つけたときには、苦情処理機関に申し出ます。</p>	—

第4章

プランの推進体制と

進捗管理

- 1 推進体制
- 2 プランの進捗管理
- 3 国や県への要望
- 4 計画の推進と評価

1 推進体制

この計画を総合的、効果的に推進していくため、推進体制の一層の充実に努めます。

(1) ずし男女共同参画プラン推進会議

本プランの総合的な推進を図るため、市民・男女共同参画を推進する団体及び男女共同参画に広く見識を持つ人などをメンバーとした「ずし男女共同参画プラン推進会議」を開催し、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野からの意見の聴取に努めます。

また、プランの着実な進行を図るため、庁内で組織している「逗子市男女共同参画連絡調整会議」との意見交換、ヒアリングなどを適宜実施します。

(2) 逗子市男女共同参画連絡調整会議

男女共同参画社会の実現に向けた実効ある施策・事業を推進していくため、「逗子市男女共同参画連絡調整会議」を置き、全庁的な取組として、相互調整機能を高めるとともに、分野横断的、体系的な取組を確保します。

この連絡調整会議は、男女共同参画行政に関わる総合企画及び調整とともに、各関連部署での毎年度の進捗状況を的確に把握するよう努め、「ずし男女共同参画プラン推進会議」の意見を踏まえ、計画の進行管理を適正に行います。

また、男女共同参画社会基本法第 15 条に規定する男女共同参画社会形成への「配慮義務」を中心的に担う機関と位置づけます。

(3) 市長

市長は、本プランを推進します。推進に当たっては、プランの基本目標毎にその成果を毎年度、市民に公表します。市長は、本プランの推進のための予算措置を講じます。

(4) 苦情処理機関

男女共同参画に関する施策についての苦情処理機関の設置については、条例制定を踏まえ他の関連事業との整合を図りながら引き続き検討を進めます。

(5) 広域的な協力体制

市は、DVをはじめとする諸問題について、他市町村との連携を図り支援、情報交換をはじめ、男女平等、男女共同参画行政推進のための広域的な協力体制の確立を図ります。

2 プランの進捗管理

「ずし男女共同参画プラン」に位置づけられた事業は、総合計画及び基幹計画と整合を図りながら推進します。

本プランを実効性のあるものとして推進するために、ずし男女共同参画プラン推進会議がプランの進捗状況を確認・自己評価を行い、市広報紙やホームページなどを通じて市民に定期的に公表・報告していきます。目標を掲げ、重点的に取り組む事業は53ページに掲載しました。

(1) 担当課による目標設定・自己評価

本プランの各施策・事業について、市の担当課がそれぞれプランに基づく目標を設定します。そして、年度毎に事業の実施に努め、進捗状況を確認し自己評価を行い、生活安全課へ伝達します。

(2) 評価ならびに市民への公表

各担当課から毎年度の進捗状況のまとめについて、評価を行います。

進捗状況の年次報告書を作成し、意見を付して市長に提出します。市長はこれを市民に公表します。

(3) プランの最終評価・最終報告

期間終了時において、本プランの最終評価・最終報告を行います。

3 国や県への要望

市は必要に応じて、国や県に働きかけを行います。

4 計画の推進と評価

「ずし男女共同参画プラン」に基づく具体的な取組が適切に実施されるよう進行管理や評価を行っていくため、従来のプランから継続して数値目標を掲げている事業においては、単に目標となる数値を表記するだけでなく、年次目標を定めて取り組んでいきます。

施策	頁	目標を設定する主要施策	本プランにおける数値目標
基本目標 I	21	1-(1) 男女平等意識の啓発	「市民意識調査」結果において「平等」と感じる市民の割合が50%になるようにする。
	22	1-(2) 性別による役割分担意識の見直し	「市民意識調査」結果において、「男は仕事、女は家庭」に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答える市民の割合が30%以下になるようにする。
基本目標 II	32	1-(1) 意思決定の場への参画促進	どちらかの性が40%未満にならないようにする。
	33	1-(3) 地域組織・団体等の方針決定の場への参画促進	地域団体などに対し、役員・リーダーとして女性がより登用されるよう働きかけをし、女性の割合が40%以上になるようにする。
	34	1-(5) 市職員・職域における男女のバランスの確保	市の女性職員の割合が40%となるようにする。 管理職の女性の割合が30%を超えるようにする。
基本目標 III	41	2-(3) 高齢女性、障がいのある女性への生活支援の充実	どちらかの性の就業割合が40～60%となることをめざす。
基本目標 IV	47	3-(1) (仮称)ずし男女共同参画推進条例の制定	「総合計画におけるリーディング事業」 2022年度までに策定

【基本目標 I】 性に関する人権尊重の意識づくりとあらゆる暴力の根絶

○人権尊重の意識づくり

取組	男女平等意識の啓発	所管名	生活安全課
具体的施策 ・内容	目的：男女が個人として尊重され、性別に関わらず意欲や希望に沿って個性と能力を発揮できる社会を実現する。 手段：意識啓発のための講演会、映画会、講座などを開催する。		
数値目標	市民意識調査の結果において「平等」と感じる市民の割合が 50%になるようにする。		
	2016(平成 28)年度～2018(平成 30)年度	2019(平成 31)年度～2022(平成 34)年度	
	講座等でアンケートを実施し、「平等」と感じる市民の割合が初年度と比べ最終年度で上昇している。	市民意識調査の結果、「平等」と感じる市民の割合が 30%になるようにする。	

取組	性別による役割分担意識の見直し	所管名	生活安全課
具体的施策 ・内容	目的：性別による役割分担を是正し、男女共同参画の考え方への理解が浸透する。 手段：意識啓発のための講演会、映画会、講座などを開催する。		
数値目標	市民意識調査結果において「男は仕事、女は家庭」に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答える市民の割合が 30%以下になるようにする。		
	2016(平成 28)年度～2018(平成 30)年度	2019(平成 31)年度～2022(平成 34)年度	
	講座等でアンケートを実施し、「男は仕事、女は家庭」に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答える市民の割合が初年度と比べ最終年度で下がっている。	市民意識調査の結果、「男は仕事、女は家庭」に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答える市民の割合が 30%以下になるようにする。	

【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野への男女共同参画の促進

○政策・方針決定の場への女性の参画促進

取組	意思決定の場への参画促進	所管名	企画課 生活安全課ほか
具体的施策 ・内容	目的：審議会等、政策・方針決定の場での女性の参画を促進する。 手段：担当課と事前に協議等を行う。		
数値目標	どちらかの性が40%未満にならないようにする。		
	2016(平成28)年度～2018(平成30)年度	2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
	市民の公募時や団体等推薦依頼等、どちらかの性に偏らないような配慮を行う。	市民の公募時や団体等推薦依頼等、どちらかの性に偏らないような配慮を行う。	

取組	地域組織・団体等の方針決定の場への参画促進	所管名	生活安全課
具体的施策 ・内容	目的：自治会等地域での方針決定の場への女性の参画を促進する。 手段：地域団体などに対し役員・リーダーとして女性が登用されるよう働きかける。		
数値目標	地域団体などに対し、役員・リーダーとして女性がより登用されるよう働きかけをし、女性の割合が40%以上になるようにする。		
	2016(平成28)年度～2018(平成30)年度	2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
	自治会・地域団体等の女性役員・リーダーの割合が15%以上になるようにする。	自治会・地域団体等の女性役員・リーダーの割合が20%以上になるようにする。	

取組	市職員・職域における男女のバランスの確保	所管名	職員課
具体的施策 ・内容	目的：男女共同参画による市政運営を推進する。女性活躍推進法の取組を総合的・効果的に実施できるよう特定事業主行動計画を策定し、女性はその個性と能力を十分発揮できることをめざす。 手段：PDCAサイクルを確立し、数値目標を設定して進捗状況等の積極的な公表を行う。		
数値目標	<ul style="list-style-type: none"> 市の女性職員の割合が40%となるようにする。 管理職の女性職員の割合が30%を超えるようにする。 		
	2016(平成28)年度～2018(平成30)年度	2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
	より数値目標に近づくよう職員・職域における男女のバランスの確保に努める。	より数値目標に近づくよう職員・職域における男女のバランスの確保に努める。	

【基本目標Ⅲ】 暮らしの中の男女共同参画と女性の経済的自立支援

○女性の経済的自立の支援

取組	高齢女性、障がいのある女性への生活支援の充実	所管名	経済観光課 障がい福祉課 職員課 総務課
具体的施策 ・内容	目的：同じ状況にある者が、男女の差別なく生活の支援を受けられることをめざす。 手段：事業者(主)への啓発や働きかけを行う。 障がい者雇用の促進、(株)パブリック・サービスの職域の拡大をめざす。		
数値目標	両性の就業割合が40～60%となることをめざす。		
	2016(平成28)年度～2018(平成30)年度	2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
	両性の就業割合がより数値目標に近づくよう啓発を行う。 市において障がい者の採用時に男女比を考慮し、障害者法定雇用率の達成をしている。	両性の就業割合がより数値目標に近づくよう啓発を行う。 市において障がい者の採用時に男女比を考慮し、障害者法定雇用率の達成をしている。	

逗子市総合計画

『第3章「私たちはこんなまちにしていこう」を実現するために』の中で、ずし男女共同参画プランの基本目標Ⅳに掲げる「男女共同参画を推進する条例の制定」は、特に戦略的・重点的に取り組むためのリーディング事業として設定しています。

【基本目標Ⅳ】 推進体制の強化

○男女共同参画を推進する条例の制定

取組	(仮称)ずし男女共同参画推進条例の制定	所管名	生活安全課
具体的施策 ・内容	<p>目的：個人が尊重され、男女の人権が認められる平等な社会、女性のエンパワメントにより男女共同参画を進める社会をめざす。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：ずし男女共同参画プランの評価を毎年行い、その中でも重点項目を選び出し、より深めた内容の評価を行う。(仮称)ずし男女共同参画推進条例を策定する。また、市民意識調査及びプランの改定を8年毎に行う。</p>		
主な事業内容			
2016(平成28)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○ずし男女共同参画プラン推進会議の開催 ○(仮称)ずし男女共同参画推進条例に係る調査・研究 ○ずし男女共同参画プランの改定(8年毎) ○男女共同参画啓発事業(講座、講演会等)の実施 ○女性相談 		<ul style="list-style-type: none"> ○ずし男女共同参画プラン推進会議の開催 ○(仮称)ずし男女共同参画推進条例の検討 ○(仮称)ずし男女共同参画推進条例(案)の策定、議会提案 ○市民意識調査・実態調査の実施(8年毎) ○ずし男女共同参画プランの改定(8年毎) ○男女共同参画啓発事業(講座、講演会等)の実施 ○女性相談 	

資料編

- 資料1 男女共同参画社会基本法
- 資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 資料3 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 資料4 ストーカー行為等の規制等に関する法律
- 資料5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
(女性活躍推進法)
- 資料6 ずし男女共同参画プラン 2022 策定検討会名簿
- 資料7 市民意識調査結果にみる男女共同参画に関わる市の現状
- 資料8 ずし男女共同参画プラン 2022 (案) に対する
パブリックコメントの結果
- 資料9 用語解説

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目 次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目 次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に

対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
 - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を

生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合
--------	----------------------	-----------------------

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、
 国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、
 世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、
 人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、
 国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、
 更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、
 しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、
 女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、
 窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、
 衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、
 アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、
 国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、
 国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、
 家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、
 社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、
 女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、
 次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受けられる権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかに問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二條

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三條

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四條

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五條

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六條

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七條

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八條

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九條

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十條

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

ストーカー行為等の規制等に関する法律

(平成十二年五月二十四日法律第八十一号)

最終改正：平成二五年七月三日法律第七三号

ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする法律です。

(目的)

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
 - 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。

(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止)

第三条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(警告)

第四条 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、つきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

- 2 一の警察本部長等が前項の規定による警告（以下「警告」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告又は第六条第一項の規定による命令をすることができない。
- 3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。
- 4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 5 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時その他当該警告に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(禁止命令等)

第五条 公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る第三条の規定に違反する行為をした場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該警告に係る前条第一項の申出をした者の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。
- 二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項
- 2 公安委員会は、前項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等を行うことができない。
- 4 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。
- 5 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、禁止命令等の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(仮の命令)

第六条 警察本部長等は、第四条第一項の申出を受けた場合において、当該申出に係る第三条の規定に違反する行為（第二条第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとともに、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。

- 2 一の警察本部長等が前項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該仮の命令を受けた者に対し、当該仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為について警告又は仮の命令を行うことができない。
- 3 仮の命令の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。
- 4 警察本部長等は、仮の命令をしたときは、直ちに、当該仮の命令の内容及び日時その他当該仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを公安委員会に報告しなければならない。
- 5 公安委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る仮の命令があった日から起算して十五日以内に、意見の聴取を行わなければならない。
- 6 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、公安委員会が前項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間において」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
- 7 公安委員会は、仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為がある場合において、意見の聴取の結果、当該仮の命令が不当でないとき、行政手続法第十三条第一項の規定及び前条第二項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで禁止命令等を行うことができる。
- 8 前項の規定により禁止命令等をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。
- 9 公安委員会は、第七項に規定する場合を除き、意見の聴取を行った後直ちに、仮の命令の効力を失わせなければならない。
- 10 仮の命令を受けた者の所在が不明であるため第六項において準用する行政手続法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合の当該仮の命令の効力は、第三項の規定にかかわらず、当該仮の命令に係る意見の聴取の期日までとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、仮の命令及び意見の聴取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(警察本部長等の援助等)

第七条 警察本部長等は、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

- 2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

3 警察本部長等は、第一項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(国、地方公共団体、関係事業者等の支援等)

第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。

4 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

(報告徴収等)

第九条 警察本部長等は、警告又は仮の命令をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

2 公安委員会は、禁止命令等をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第十条 この法律における公安委員会は、禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に関しては、当該禁止命令等並びに同項の聴聞及び意見の聴取に係る事案に関する第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

2 この法律における警察本部長等は、警告及び仮の命令に関しては、当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。

3 公安委員会は、警告又は仮の命令があった場合において、次に掲げる事由が生じたことを知ったときは、速やかに、当該警告又は仮の命令の内容及び日時その他当該警告又は仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを当該他の公安委員会に通知しなければならない。ただし、当該警告又は仮の命令に係る事案に関する第五条第二項の聴聞又は意見の聴取を終了している場合は、この限りでない。

一 当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

二 当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

4 公安委員会は、前項本文に規定する場合において、同項ただし書の聴聞又は意見の聴取を終了しているときは、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等を行うことができるものとし、同項の他の公安委員会は、第一項の規定にかかわらず、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等を行うことができないものとする。

5 公安委員会は、前項に規定する場合において、第三項ただし書の聴聞に係る禁止命令等を行わないときは、速やかに、同項に規定する事項を同項の他の公安委員会に通知しなければならない。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十一条 この法律により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

(方面本部長への権限の委任)

第十二条 この法律により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行わせることができる。

(罰則)

第十三条 ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十四条 禁止命令等（第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等をするることにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。

第十五条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
（適用上の注意）

第十六条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（条例との関係）

2 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

3 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（検討）

4 ストーカー行為等についての規制、その相手方に対する援助等に関する制度については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七三号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（通知に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「新法」という。）第四条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後に同条第一項の申出を受けた場合における警告について適用する。

（条例との関係）

第三条 地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第二条の改正規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、前項の行為の実情等を把握することができる立場にあることを踏まえ、同項の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、同項の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節	特定事業主行動計画（第十五条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章	雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章	罰則（第二十九条—第三十四条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他のものにおける活動を行うために必要な環境の整備等により育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割

合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活にお

ける活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深

(情報の収集、整理及び提供)

め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）
（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------	--

理 由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ずし男女共同参画プラン 2022 策定検討会名簿

任期：2015年(平成27年)7月13日～2016年(平成28年)3月31日

No.	氏名	性別	所属団体等	備考
1	池田 尚代	女	公募市民	
2	海原 弘之	男	公募市民	
3	新明 武	男	ずし男女共同参画プラン推進会議メンバー (逗子市社会福祉協議会)	
4	棚沢 直子	女	ずし男女共同参画プラン推進会議メンバー (市民)	座長
5	長谷川 静	女	ずし男女共同参画プラン推進会議メンバー (市民)	
6	福本 修司	男	市職員 (企画課長)	副座長
7	山田 悟史	男	市職員 (職員課研修担当課長)	
8	伊藤 英樹	男	市職員 (子育て支援課副主幹)	
9	河原林 薫	女	市職員 (教育研究所副主幹)	

※ 委員の男女比構成：男 56%・女 44%

アド バイ ザー	広岡 守穂	男	学識経験者：中央大学法学部教授 ずし男女共同参画プラン推進会議アドバイザー	
----------------	-------	---	--	--

市民意識調査結果にみる男女共同参画に関わる市の現状

(出典：「男女共同参画社会に関する市民意識・実態調査 結果報告書 平成27年3月」)

【市民意識調査の概要】

(1) 調査の目的

本調査は、市民の生活の実態や意識を把握し、平成27年度の「ずし男女共同参画プラン」の策定や施策推進のための基本資料とするため、「男女共同参画社会に関する市民意識・実態調査」を実施しました。今回の調査は、平成16年、平成21年に続き3回目の調査になります。

(2) 調査対象・調査方法

本調査は、市内在住の満18歳以上の市民2,000人(男女各1,000人)を無作為に抽出し、調査対象としました。

調査方法は、郵送による配布、回収で行いました。

(3) 調査実施期間

調査期間は、平成26年11月から12月に実施しました。

(4) 回収状況

配布数2,000票に対して、有効回収数は809票、有効回収率は40.5%となっています。

(5) 調査結果の見方

比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため、百分率の合計が100.0%にならないことがあります。

基数となる実数はnとして掲載し、各表の比率はnを母数とした割合を示しています。

一部のグラフについて、クロス集計をする上で「無回答」を省略しているものがあります。

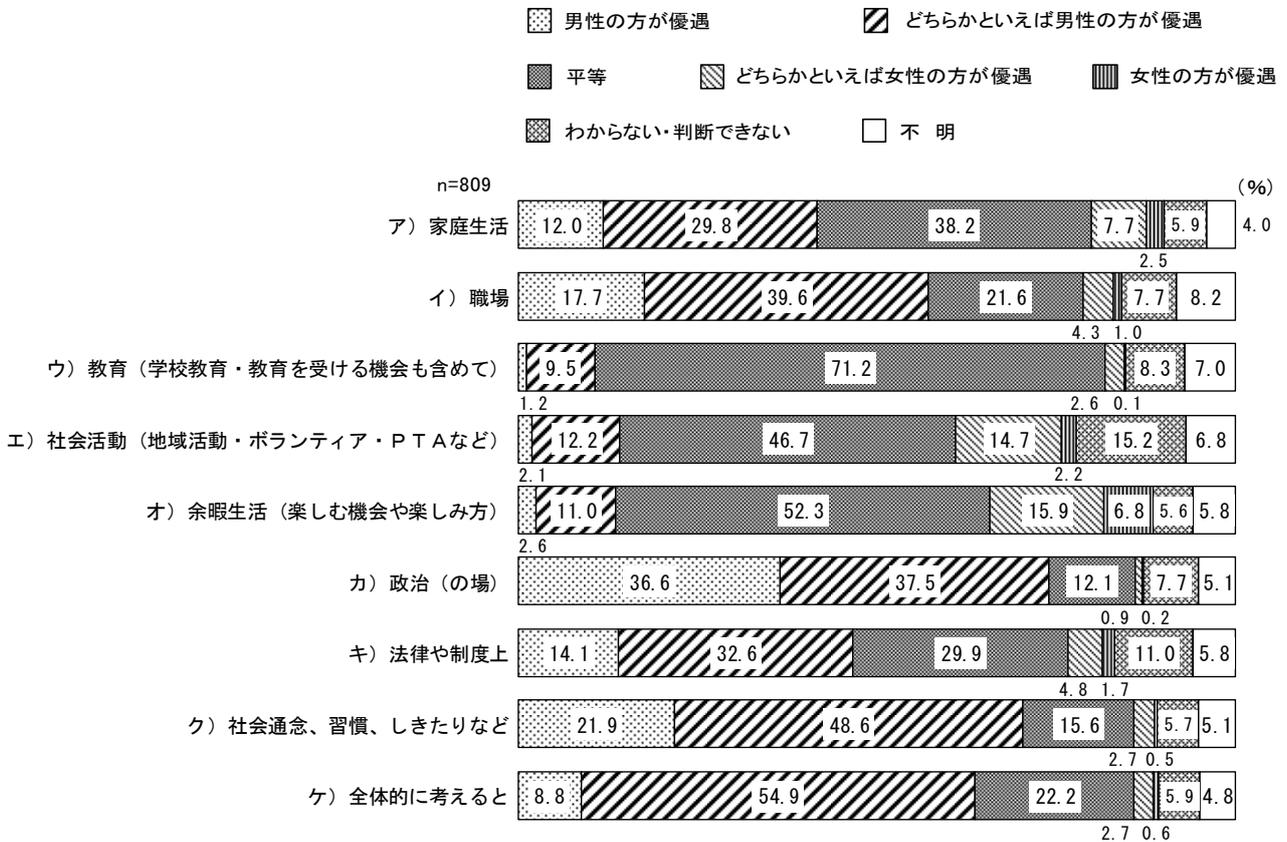
1人の回答者が複数回答する設問では、その比率の合計が100.0%を上回ることがあります。

【回答集計結果（抜粋）】

■分野別の男女平等の構成（アンケート設問7）

各種の分野での男女平等については、「政治（の場）」、「社会通念、慣習、しきたりなど」で「男性の方が優遇」と「どちらかといえば男性の方が優遇」をあわせた『男性の方が優遇されている』と思う人の割合が高く、7割を超えています。

一方、「教育（学校教育・教育を受ける機会も含めて）」で「平等」と思う人の割合が高く、7割を超えています。



■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（アンケート設問8）

○全体

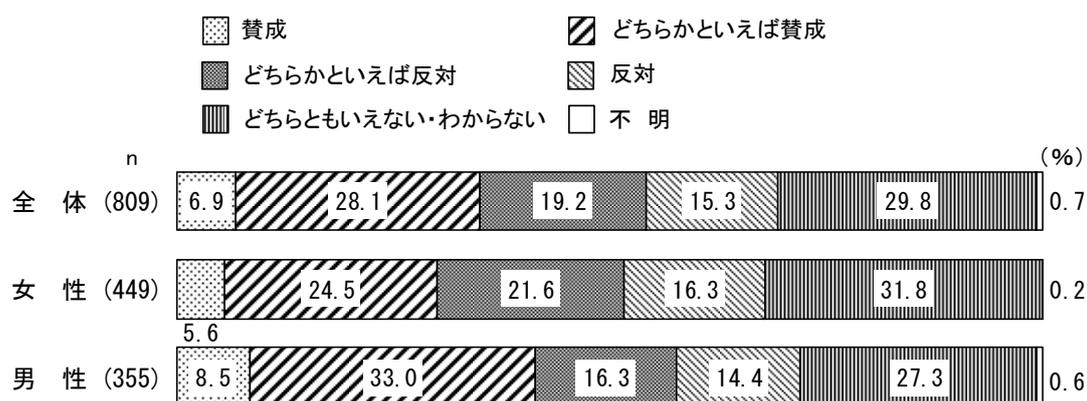
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた賛成する人の割合が35.0%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた反対する人の割合が34.5%となっています。

前回（平成21年調査）と比較し、「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた賛成する人の割合が7.8ポイント減少しています。

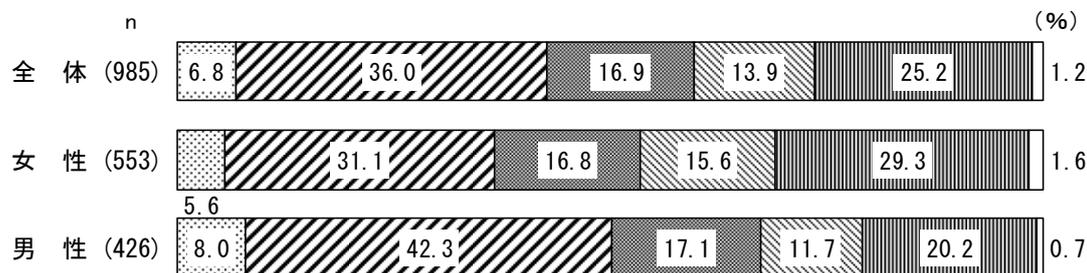
○性別

性別で見ると、女性に比べ男性で賛成する人の割合が高く、4割を超えています。

前回（平成21年調査）と比較し、性別では、男性で「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた賛成する人の割合が8.8ポイント減少しています。



【平成21年調査】



■人権侵害と感ずること（アンケート設問 20）

人権が侵害されていると感ずることについては、「痴漢やレイプなどの性的暴力」の割合が72.3%と最も高く、次いで「職場におけるセクシュアル・ハラスメント、差別的待遇」の割合が64.5%、「ストーカー行為」の割合が60.3%となっています。

性別でみると、男性に比べ女性で「買春・売春・援助交際」「パートナー（配偶者）や恋人からの暴力」の割合が高くなっています。また、女性に比べ男性で「ストーカー行為」、「容姿を競うコンテストなど」の割合が高くなっています。

前回（平成21年調査）と比較し、全体では「ストーカー行為」の割合が15.2ポイント増加しています。

性別では、女性で「パートナー（配偶者）や恋人からの暴力」の割合が8.7ポイント増加しています。また、男性で「ストーカー行為」の割合が12.4ポイント、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント、差別的待遇」の割合が11.8ポイント増加しています。

単位：%

区分	有効回答数（件）	買春・売春・援助交際	ストーカー行為	恋人からの暴力	パートナー（配偶者）や	痴漢やレイプなどの性的暴力	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、差別的待遇	雑誌や広告に掲載された写真等	容姿を競うコンテストなど	「女性だけに用いられない言葉」	「未だに用いられない言葉」	その他	不明
全体	809	47.2	60.3	59.0	72.3	64.5	15.6	9.8	13.2	4.0	5.6		
女性	449	50.3	59.7	62.4	74.4	65.9	16.7	8.9	14.9	3.6	4.9		
男性	355	43.4	61.7	55.2	70.4	63.4	14.4	11.0	11.3	4.5	5.6		

【平成21年調査】

単位：%

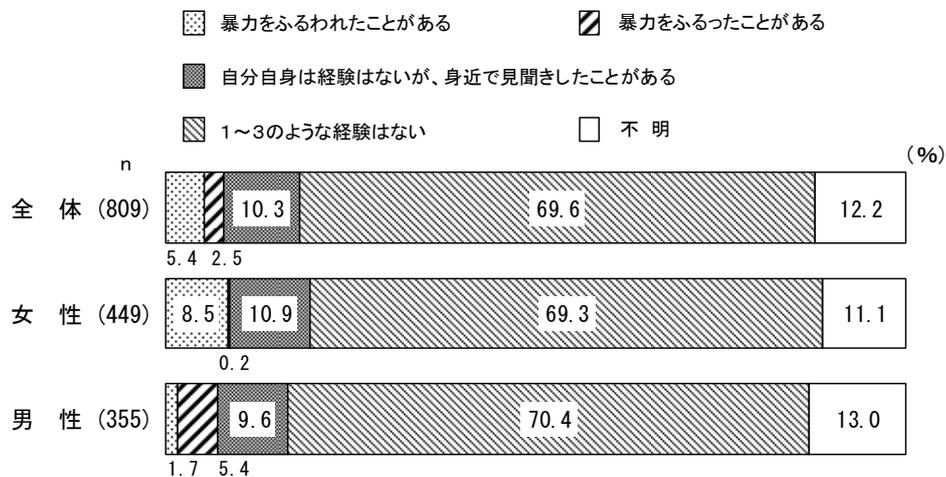
区分	有効回答数（件）	買春・売春・援助交際	風俗店	ストーカー行為	恋人からの暴力	パートナー（配偶者）や	痴漢やレイプなどの性的暴力	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、差別的待遇	雑誌や広告に掲載された写真等	容姿を競うコンテストなど	「女性だけに用いられない言葉」	「未だに用いられない言葉」	その他	不明
全体	985	48.3	35.5	45.1	51.2	73.2	56.4	19.8	9.9	13.5	2.4	6.2		
女性	553	51.5	39.2	42.0	53.7	75.4	60.0	22.6	8.9	13.7	1.4	7.2		
男性	426	43.9	30.8	49.3	47.4	70.4	51.6	16.2	11.5	12.9	3.8	4.9		

■パートナー間での暴力についての経験の有無（アンケート設問 29）

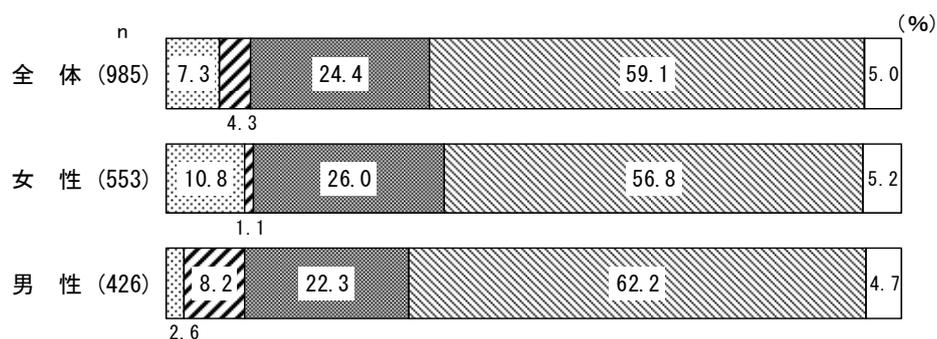
パートナーから暴力をふるわれた(1)、または、ふるった経験(2)や見聞きした経験(3)の有無については、「1～3のような経験はない」の割合が69.6%と最も高く、次いで「自分自身は経験はないが、身近で見聞きしたことがある」の割合が10.3%、「暴力をふるわれたことがある」の割合が5.4%となっています。

性別でみると、男性に比べ女性で「暴力をふるわれたことがある」の割合が、女性に比べ男性で「暴力をふるったことがある」の割合がそれぞれ高くなっています。

前回（平成21年調査）と比較し、全体では「自分自身は経験はないが、身近で見聞きしたことがある」の割合が14.1ポイント減少しています。暴力をふるわれた人数が減少しています。



【平成21年調査】



男女共同参画社会の進捗状況（アンケート設問 37）

男女共同参画社会が進んでいると思うかについては、「はい」の割合が20.1%、「いいえ」の割合が18.0%となっています。

性別で見ると、女性に比べ男性で「はい」の割合が高くなっています。



ずし男女共同参画プラン 2022（案）に対するパブリックコメントの結果

【実施概要】

実施期間	平成 28 年 1 月 20 日～平成 28 年 2 月 19 日
意見の提出者数	2 名
延べ意見数	10 件

【市民からの意見内容】

○施策体系に対する意見件数

意見区分	件数
1 計画全体について	0
2 第1章 プランの策定にあたって	4
3 「基本目標Ⅰ 性に関する人権尊重の意識づくりとあらゆる暴力の根絶」について	2
4 「基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進」について	0
5 「基本目標Ⅲ 暮らしの中の男女共同参画と女性の経済的自立支援」について	0
6 「基本目標Ⅳ 推進体制の強化」について	0
7 「プランの推進体制と進捗管理」について	3
8 その他	1
合 計	10

○市の対応区分別の意見件数

凡例	意見の区分	件数
○	計画の内容に意見を反映する必要があると判断し、素案を修正したもの	8
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に入っており、修正を要しないと判断したもの	0
△	計画の内容に意見は反映させないが、計画の事業の推進の際に参考とするもの	2
■	意見を反映させず、素案通りにしたもの	0
▲	実施計画の対象外であるので、参考意見とするもの	0
	合 計	10

用語解説

【本プランで使用している用語の意味は、以下のとおりです】

あ 行

◆ILO第175号条約（P39）

パートタイム労働者が、パートタイムで働いているという理由のみによって、時間、生産量又は出来高に比例して計算される基本賃金で、同一の方法により計算される比較可能なフルタイム労働者の基本賃金よりも低いものを受領することがないことを確保するため、国内法及び国内慣行に適合する措置をとるもの。（2016年1月現在、日本未批准）

か 行

◆均等・両立推進企業表彰（P44）

厚生労働省が「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」または「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいべき取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の整備の促進に資することを目的に実施している。

◆苦情処理（P38～）

行政上の事項について不満をもつ関係者からの苦情の申し出を、当該事項を所掌する機関又は他の行政機関において受け付け、行政不服審査などとは異なる簡易、迅速・柔軟な方法で処理することをいいます。

男女共同参画社会基本法第17条においては、国は、政府が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情の処理について必要な措置を講じなければならないとされており、各府省の行政相談窓口等及び総務省の行政相談制度で対応しており、地方公共団体において、第三者機関を設置するなど地域の実情に照らして多様な手法が講じられつつあります。

さ 行

◆ジェンダー・ギャップ指数（GGI：Gender Gap Index）（P32）

各国における男女格差を測る指数であり、世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表しているもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから作成している。

◆ジェンダー（gender）（P4～）

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◆児童虐待防止法（P26）

正式には、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年施行、平成16年4月1日改正・公布、10月1日施行）。子どもへの虐待を人権侵害とし、児童に対する虐待の禁止を定め、児童虐待の予防および早期発見の施策の促進を目的とするもの。

◆女性のエンパワーメント（P11～）

女性のエンパワーメントは、女性自身が生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つこと。

◆人身売買（P24）

人身売買とは、搾取を目的に人を募集、移送、収受することをいう。搾取には、売春その他の性的搾取、強制労働、奴隷またはこれに類する行為、隷属または、臓器摘出を含む。

◆性的指向（P21・47）

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

◆セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）（P16～）

性に関わる差別や不快な思いをさせるなど人権侵害にあたり、「性的嫌がらせ」の意味で略して「セクハラ」ともいわれる。異性間のみならず、同性間でも起こり得る。

◆積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（P32～）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

た 行

◆DV（ドメスティック・バイオレンス）（P3～）

主に配偶者など親密な関係にあるパートナー、又はあった者からの暴力のこと。その暴力とは、身体的、精神的、性的、経済的など、多面的な要素を含んでいる。

◆デートDV（P27）

恋人同士の間で起こる暴力を、配偶者等の間で起こるDVと区別して「デートDV」という。暴力の内容はDVと変わらない。

は 行

◆パパ・クォータ（制度）（P44）

1人の子どもに関し、育児休業の一部を必ず父親が取るように割り当て、義務化することをいう。妻が専業主婦である場合、また産休中である場合も、少なくとも子どもが生まれてから8週間までは、男性も育児休業をすることができる。

ま 行

◆メディア・リテラシー (P26)

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

ら 行

◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利) (P16・30)

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指している。

中心課題として、いつ何人、子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足の性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれ、この視点から女性の思春期、成人期、高齢期など、生涯を通じた性と生殖に関する総合的な施策が求められている。

◆リベンジポルノ (P25)

元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号)による規制の対象となる。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではない。

平成28年3月発行 発行：逗子市 編集：市民協働部生活安全課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 電話：046-873-1111(代) E-Mail：seikatuanzen@city.zushi.kanagawa.jp